

**令和 7 年度
石川県
優良産廃処理業者認定制度**

情報開示に関するセミナー

**公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
資源循環推進部 調査認証チーム**

電話 : 03-4355-0160 (産廃情報ネット運営事務局直通)
Email : kaiji@sanpainet.or.jp
HP : <https://www.sanpainet.or.jp>

1. セミナーの進め方	3
2. 優良産廃処理業者認定制度の概要	5
3. 優良認定状況	2 6
4. 『さんぱいくん』における情報公表	2 9
5. 公表情報の作成方法（1）収集運搬業・処分業共通	3 2
6. 公表情報の作成方法（2）収集運搬業	5 7
7. 公表情報の作成方法（3）処分業	6 8
8. 優良認定の申請方法	1 0 1
〈参考〉 情報開示の意義 ～ 優れた情報開示例	1 0 4

1. セミナーの進め方

第1回：2025年9月19日（金） 13:30～16:30

- 2. 優良産廃処理業者認定制度の概要
- 3. 優良認定状況
- 4. 『さんばいくん』における情報公表
- 5. 公表情報の作成方法（1）収集運搬業・処分業共通
- 6. 公表情報の作成方法（2）収集運搬業

第2回：2025年10月9日（木） 13:30～16:30

- 7. 公表情報の作成方法（3）処分業
- 8. 優良認定の申請方法
- 9. 振り返り、優れた情報開示例 紹介

第3回：2025年10月22日（水） 13:30～16:30

- 情報開示の意義等
- 個別相談・フォロー等

2. 優良産廃処理業者 認定制度の概要

2-1. 優良産廃処理業者認定制度 とは

- 都道府県・政令市が審査
- 通常の許可基準より厳しい基準（優良認定基準）
- 許可証ごとに認定



【参考資料】

- ✓ 環境省「優良産廃処理業者認定制度」ページ→<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>
 - 『優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月)』（令和2年10月改訂）
 - 制度紹介動画
 - 関連通知
- など

参考. 石川県ホームページ

URL→ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/sanpai/yuuryou/index.html>

**石川県** Ishikawa Prefecture

**地震情報**

文字の大きさ 大 中 小 / 色合い 標準 A B C

 やさしい日本語

 音声読み上げ

 Foreign Language

**検索メニュー**

 防災・安全・安心

 くらし・環境

 教育・子育て

 医療・福祉

 観光・文化・スポーツ

 しごと・産業

 県政情報・統計

ホーム > 連絡先一覧 > 生活環境部資源循環推進課 > 優良産廃処理業者認定制度

 印刷

更新日：2023年11月2日

優良産廃処理業者認定制度

概要

優良で信頼できる処理業者を育成するため、平成23年4月の法改正により、これまで一律5年とされている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、産業廃棄物処理業の許可の更新に際し、優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定（優良認定）を受けたものは、許可の有効期間が7年となり、許可証に「優良」の記載されることとなりました。（令和2年2月25日 一部改正）

優良産廃処理業者一覧

優良産廃処理業者一覧

同じ分類から探す

- > 生活環境部資源循環推進課
 - > 令和6年（2024年）能登半島地震における被災建物の解体・撤去について
 - > 低濃度PCB廃棄物掘り起こし調査（フォローアップ調査）について
 - > PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について
 - > 令和6年（2024年）能登半島地震における被災建物の自費解体について
 - > 海ごみ対策啓発リーフレット（小学生向け）

- 優良認定業者一覧、申請関連書類（チェックリスト、書式ひな形、お問い合わせ先など）が掲載されている。⁷

2-2. 制度の沿革

(1) 制度創設の背景

平成13～15年頃

- 環境省「産廃処理業界は『悪貨が良貨を駆逐する』市場環境にあり、改善が不可欠。」
- 産廃の処理委託の現状として、産廃の排出事業者は、処理委託費の高低のみで処理業者を選択、つまり、適正処理をまじめに行っている優良な事業者に処理委託がされない状況があり、これが不適正処理を招きかねない。
- これについては、産廃の排出事業者の認識を高める必要があるが、優良な処理業者を選択しようにも、それに関する情報がない。

(2) 中央環境審議会（平成16年1月28日）

意見具申（概要）

- 排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対して優遇措置を講じる。
- 優良化に対するインセンティブは、優良な業者が優先的に選択される市場が実現することを通じて確実なものとなる。
- 処理費の安さだけを判断基準とするのではなく、適正処理を確実に行う優良な処理業者を選択することの重要性について排出事業者の意識を高めることも重要である。

(3) 優良性評価制度（平成17年4月～平成23年3月）

優良性評価制度（概要）

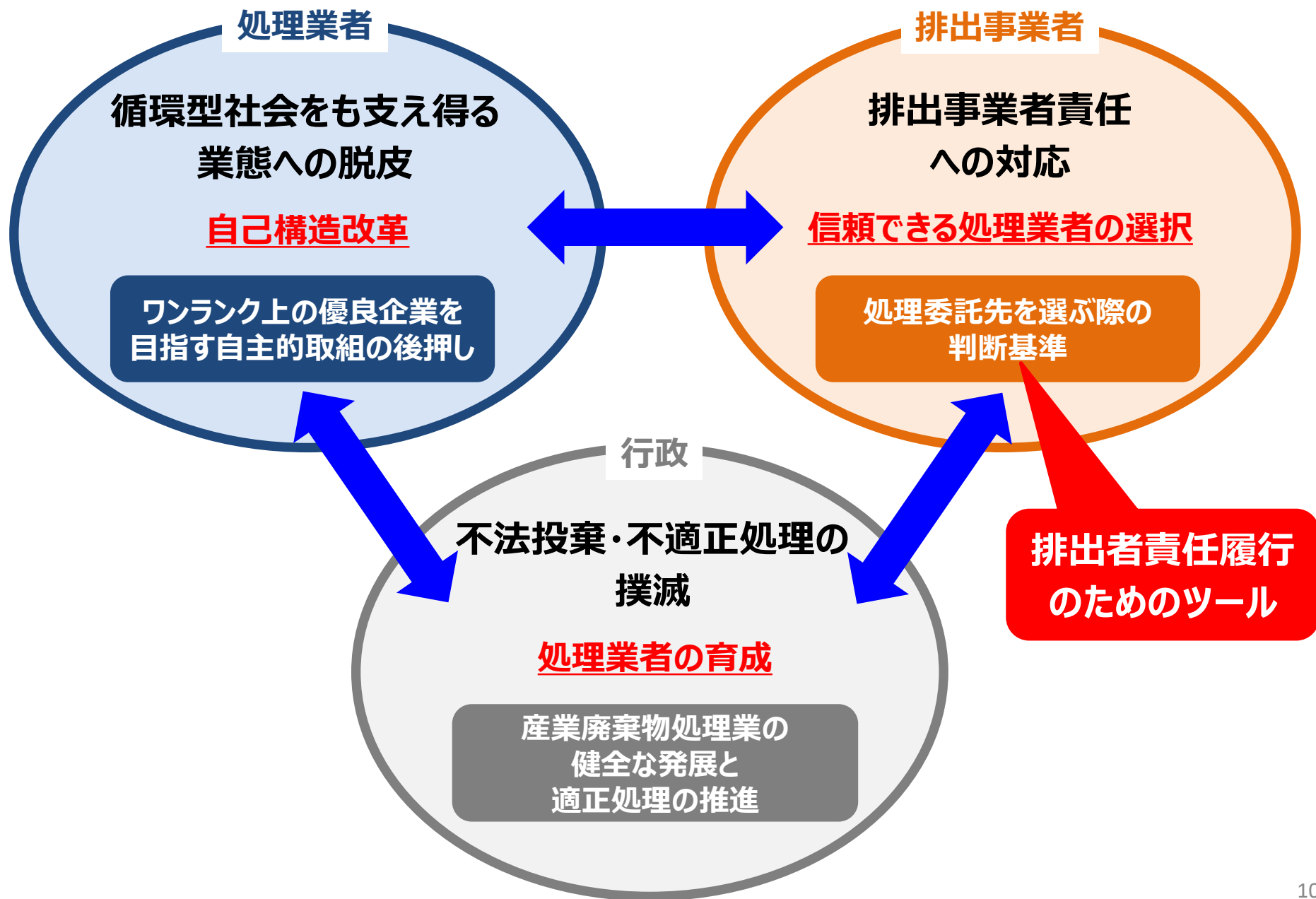
- 「都道府県知事は、産業廃棄物処理業者が基準に適合していると認めるときは、許可更新時等の申請書類の一部を省略できる」としていた。

(4) 優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月～）

優良産廃処理業者認定制度（概要）

- 優良性評価制度の発展形として創設。
- 都道府県知事は、産業廃棄物処理業者の事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として一定の基準を満たすと認めるときは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする。（廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項の規定、及び、同法施行令第六条の九第2項）

2-3. 優良認定制度のねらい



2-4. 優良認定のための「5つの基準」



(2-4-1) 5つの基準①：実績と遵法性

環境省『運用マニュアル』
参照先ページ番号

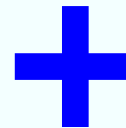
● 5年以上許可を受けていること。 [マ55～56]

- 1回以上許可更新をした許可証であることが必要。
- 許可取得から5年未満の場合は、初めての許可更新時に優良認定を申請。

● 特定不利益処分を一定期間受けていないこと。 [マ4～5]

【特定不利益処分】

NO	特定不利益処分の種類
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令
2	廃棄物処理施設に係る 改善命令・使用停止命令
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消
4	再生利用認定の取消
5	広域的処理認定の取消
6	無害化処理認定の取消
7	廃棄物の不適正処理に係る改善命令
8	廃棄物の不適正処理に係る措置命令



【一定期間】

- 通常許可(有効期間5年)を受けている者
→ 従前許可の有効期間(5年間)中
- 既に優良許可(有効期間7年)を受けている者
→ 従前許可の有効期間(7年間)中

● 【申請書類】 誓約書 [マ56]

(2-4-2) 5つの基準②：事業の透明性

- 取得している許可の内容や処理状況について、インターネットに6ヶ月以上公表し、更新していること。 [マ6～48]

- 優良認定を申請する日の6ヶ月以上前から公表・更新していることが必要。
- 所定の公表項目全てが一定の基準を満たした状態でないと、「インターネット上に公表している」とみなされない。
- すでに優良認定を受けた許可証を更新するには、優良認定された日以降も公表・更新を継続していることが必要。
- 「更新」の頻度は、項目ごとに定められている。（詳細は次頁）

- 【申請書類】事業の透明性を証する書類 [マ57、6～7]

- インターネットの公表ページを、パソコンからすべて印刷・保存し、申請時にコピーして提出する。
- 印刷の余白に、印刷日とURLが表記されるように設定する。
- 印刷のタイミング：
①公表を開始したとき、②情報を更新したとき、③優良認定等を申請するとき

- 『さんぱいくん』で公表する場合、以下の利用が便利（任意）

- 履歴証明サービス※1（記録保存料：年3万円）

※1 入金後1年間、公表内容を自動保存。過去に遡って印刷可（印刷保存忘れの防止、事務量の低減）

- 適合証明サービス※2（適合確認：年5万円、適合証明書発行：5千円/通）

※2 R2.10業務開始。公表情報のチェック漏れの防止と、申請書類提出の負担軽減の2点がメリット。

・印刷・保存を忘れると、基準に適合することを証明できないとみなされ、優良認定が受けられない可能性があるので要注意。

● 情報公表項目と更新頻度

【凡例】○: 1年に1回以上、★:変更の都度、◎:少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度

NO	公表事項	適用	
		収運業	処分業
1	法人に関する基礎情報	○/★	○/★
2	事業計画の概要	★	★
3	産業廃棄物処理業の許可証の写し	★	★
4①	運搬施設に関する事項	○	
4②	処理施設に関する事項		★
5	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		★
6	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○
7	持出先の個社名公表の可否		★
8①	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
8②	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
9	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○
10	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○
11	直前3事業年度の財務諸表	◎	◎
12	処理料金の提示方法	★	★
13	業務を所掌する組織・人員配置	○/★	○/★
14	事業場の公開の有無・公開頻度	★	★

●「1年に1回以上」の更新頻度ルールについて

第一 公表事項に係る情報を更新すべき場合について

2 一年に一回以上更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「一年に一回以上」としているものについては、排出事業者等が産業廃棄物処理者に係る最新の情報を確認できるよう、少なくとも毎年必要な情報を更新すべきとの趣旨で規定しているものである。したがって、産業廃棄物処理業全体の優良化を図ることが優良認定制度の趣旨であることや、情報の集計時期の設定、更新時期の曜日のずれ等の更新に係る事務的な理由により毎年の更新日が前後する場合があることを踏まえ、これらの場合であっても、遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

一方、代表者等の氏名及び就任年月日、人員配置並びに運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況については、一年を超える期間変更がない場合も想定されるが、当該情報の変更がない場合であっても、排出事業者等が最新の情報を容易に確認できるよう、一年に一回以上の更新を求める趣旨で規定しているものであり、当該情報の変更がないにもかかわらず365日以内に一回以上の単純な更新記録を残すことまでを求めるものではない。したがって、複数項目について最終更新日をまとめて明記する等により、排出事業者等においてそれが最新の情報であることが認識可能な状態とすることをもちえて足りるものと解することが適当である。

ポイント

- 「1年に1回の更新」は、引き続き行う
- 「1年に1回」とは、「365日以内に1回」であることを厳密に求めるものではなく、毎年、情報の集計時期、更新期限の曜日のずれといった事務的な理由によって、更新日が毎年多少前後することを踏まえ、遅滞なく更新されていればよいとすることが適当

**毎年、全項目を定期的、決まった時期に更新・管理することを推奨！
(行政報告の5～6月や、決算後の株主総会后 等)**

公表情報作成のための情報源の例

NO	公表事項	【入力する公表項目】：情報源となる主な書類
1	法人に関する基礎情報	【事業の内容】：会社案内や会社経歴書等
2	事業計画の概要	【役員等の氏名、就任年月日】：法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 【事業計画の概要】：許可申請書類のひとつである「事業計画」、業許可証
3	産業廃棄物処理業の許可証の写し	【業許可証の写し】：業許可証
4①	運搬施設に関する事項	【運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況】：車検証
4②	処理施設に関する事項	【処理施設の設置場所等】：業許可証の添付文書(様式第二十号：産業廃棄物処理施設設置/変更許可証) 【処理施設設置許可証の写し】：設置許可証(該当施設ありの場合のみ)、変更届(提出した場合のみ)
5	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	【処理工程図】：マニフェスト、業許可証、会社パンフレット等
6	直前1年間の産業廃棄物の最終処分までの一連の処理の行程	【一連の処理の行程】：マニフェスト、業許可証、帳簿、行政報告等
7	持出先の個社名公表の可否	【持出先の個社名公表の可否】：契約書、マニフェスト、帳簿、伝票等
8①	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	【受入量・運搬量】：マニフェスト、業許可証、帳簿、行政報告等
8②	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	【受入量・処分量・中間処理後処分量】：マニフェスト、業許可証、帳簿、行政報告等
9	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	【維持管理状況】：法第15条施設の維持管理の状況に関する測定記録、点検記録、除去記録等
10	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	【熱回収実績】：熱回収実績に関する社内管理・記録簿等
11	直前3事業年度の財務諸表	【財務諸表】：財務諸表
12	処理料金の提示方法	【処理料金提示方法】：社内資料等
13	業務を所掌する組織・人員配置	【組織・人員配置】：社内資料等
14	事業場の公開の有無・公開頻度	【事業場公開有無・公開頻度】：社内資料等

※環境省 運用マニュアルの記載例等を適宜確認

公表情報の見方(排出事業者の視点の例)

項目	公表事項	公表情報の見方
会社情報	法人の名称、住所及び代表者の氏名	・正しく登記され、適正に事業活動を行っている会社か？
	役員の氏名及び役員就任日	
	事業の内容等(設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等)	
許可内容	事業計画の概要	・有効期限内に必要な許可を受けているか？ ・どんな種類の産業廃棄物の処理を委託できるのか？
	許可証の写し(記載内容)	
施設及び処理の状況	事業の用に供する施設(車両も含む)の種類及び数量	・処理委託しようとする産業廃棄物の種類や量を適正に処理するために必要な施設を有しているか？ ・外部委託も含め最終処分までの処理行程が明確になっているか？ リサイクル手段と率、フローの確認。 ・施設能力を超える量の処理を受託しているおそれはないか。 処理の実績と処理能力から不自然がないか？ ・施設を適正に維持管理しており、環境保全上問題が生じていないか？
	施設の種類ごとの処理能力、処理方式、構造・設備の概要	
	事業場毎の処理工程図	
	最終処分までの一連の処理の行程 (外部委託、再生利用も含む)	
	持出先個社名の公表の可否(可/否) 参考:持出先個社名の公表 開示の状況(開示済/未開示)	
	直前3年間の処理の実績 (種類・処分方法ごとの毎月の受託量等)	
	直前3年間の処理施設の維持管理状況	
経営財務	直前3事業年度の財務諸表	・健全で持続可能な財務状態を維持しているか？
料金	料金の提示方法 料金表・料金算定式	・排出事業者への料金の提示方法が合理的なものになっているか？
組織体制	社内組織 人員配置	・社内の業務管理体制が確立しているか？ ・処理施設の管理体制が確立しているか？
地域融和	事業場の公開の有無・公開頻度	・地域社会との良好な関係の構築に努力しているか？

(2-4-3) 5つの基準③：環境配慮の取組 [マ58]

- **ISO14001、又は、エコアクション21（もしくはエコアクション21と相互認証されている制度）による認証を受けていること。**

- エコアクション21を取得する場合は、産業廃棄物処理事業者向けガイドライン（<https://ea21.jp/ea21/guideline/>）を参照して取組む

- 優良認定を申請する県または政令市に事業所がある場合は、少なくともそのうちの1ヵ所は認証の取得範囲に含まれていることが必要。

[Q&A集：環境配慮の取組Q3・A3]

- **【申請書類】 認証書の写し**

(2-4-4) 5つの基準④：電子マニフェスト [マ59]

- 申請する業の区分で、電子マニフェストが利用可能であること。

- 【申請書類】 電子マニフェストシステム加入証の写し

加入証発行番号

加入証

発行日 202 年 月 日

加入者名称 株式会社

代表取締役

住 所 〒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘一郎

1. 加入者番号

2. 加入契約成立日 200 年 月 日

3. 加入区分 処分業者

JWNET

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の規定に基づき書面」

(2-4-5) 5つの基準⑤：財務体質の健全性 [マ51～53、60～61]

【自己資本比率に関する基準】

・R2.2.25改正

以下の2点を満たすことが求められる。

- 直前3事業年度の自己資本比率がいずれも零以上であること。
- 直前3事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、又は、直前1事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

→ 貸借対照表から計算

→ 自己資本比率 = (純資産合計 ÷ 負債・純資産合計) × 100

→ 営業利益金額等 = 営業利益金額 + 減価償却費

【経常利益金額等に関する基準】

- 直前3事業年度の経常利益金額等の平均値が零を超えること。

→ 損益計算書から計算

→ 経常利益金額等 = 経常利益金額 + 減価償却費

→ 直前3事業年度それぞれで数値を算出し、合計して3で割る

● 税を滞納していないこと [753、60～61]

税の種類		証明期間	申請書類
国税	法人税	納税証明請求日の3年前の日の属する会計年度以降に未納がない	法人税・消費税の納税証明書（その3の3等）、または、その写し
	消費税		
都道府県税	県民税		優良認定等を申請する県の納税証明書、または、その写し ※政令市に優良認定申請する場合は、その政令市が属する都道府県のもの
	事業税		
	不動産取得税		
	地方消費税		
市町村税	市町村民税・特別区民税		優良認定等を申請する県内にある事業所に係る納税証明書、または、その写し ※政令市に優良認定申請する場合は、その政令市内にある事業所に係るもの
	事業所税		
	固定資産税		
	都市計画税		

● 保険料を滞納していないこと [マ53、60～61]

保険料の種類	証明期間	申請書類
社会保険料	過去2年間に納付期限が到来したものに未納がないこと	優良認定等を申請する県内に社会保険が適用される事業所がある場合、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書等、または、その写し ※政令市に優良認定の申請をする場合は、その市内の事業所に係るもの
労働保険料	過去3年間に納付期限が到来したものに未納がないこと	優良認定等を申請する県内に労働保険料が適用される事業所がある場合、地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書等、または、その写し ※政令市に優良認定の申請をする場合は、その市内の事業所に係るもの

- **維持管理積立金を積み立てていること** [753]

→ 最終処分場を持つ事業者に適用

- **【申請書類】** [760~61]

- ✓ **納税証明書（又はその写し）**
- ✓ **社会保険料納入確認書（又はその写し）**
- ✓ **労働保険料納入証明書（又はその写し）**

※ 維持管理積立金の状況は、都道府県にて把握しているため提出不要。

2-5. 優良認定制度活用によるメリット

優良認定業者のメリット	排出事業者のメリット
① 許可の有効期間が 7 年間に延長（通常は5年間） ② 許可証の 優良マーク で排出事業者にアピール ③ 環境配慮契約法により 公共入札の参加資格で優位 に ④ 優良さんばいナビ による情報発信 ⑤ 財政投融资による優遇措置 （日本政策金融公庫 低利融資） ⑥ 許可申請時の添付書類を 一部省略可能 ⑦ 廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合、その保管上限がこれまでの 2 倍に※	① 排出事業者責任の履行（注意義務） ※本制度を活用して比較・選定した記録（社内文書）の保存が必要 ② 処理状況を公表情報により間接的に確認することが可能 →実地確認の項目や頻度を減らして 管理負担低減 ③ 産廃情報ネットで優良な処理業者を探し、詳細情報を得ることで より安心して優れた委託先候補を選択 することが可能 ※優良さんばいナビの活用 ④ 多量排出事業者報告に優良認定業者への委託量を記載し、環境に配慮した事業活動 の実施をアピール

※：当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に 2.8 を乗じて得られる数量

2-6. 優良認定の申請のタイミング

許可証ごとに、許可自治体※¹に対して、以下のいずれかのタイミングで、優良認定の申請を行うことができる。

- 許可更新のタイミング

- 任意のタイミング

・R2.2.25改正

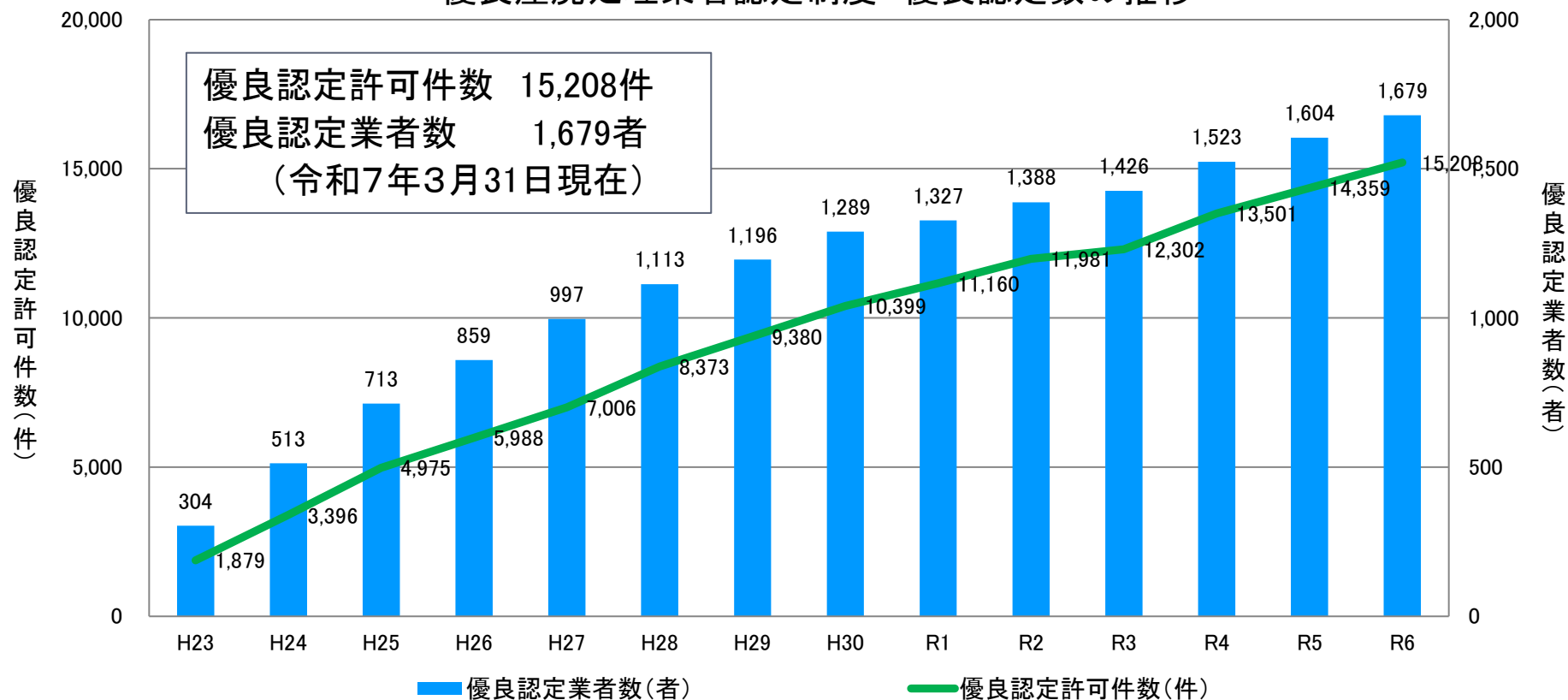
ケース No.	優良認定申請予定の許可証の更新状況	優良認定申請のタイミング	備考
①	許可更新を1回もしていない許可証	初回許可更新時	(原則どおり)
②	許可更新を1回以上している許可証	許可更新時	(原則どおり)
③		その <u>許可期限前の任意のタイミングで</u> 前倒しでの許可更新の申請が可能	✓ 残りの許可期限は無効となる ✓ 優良認定されると、そこから7年の許可となる

New

3. 優良認定状況

3-1. 全国における優良認定数の推移

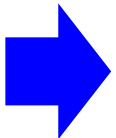
優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移



3-2. 石川県における優良認定数

石川県、金沢市にて許可を受けている事業者数

	令和6年9月30日時点	令和7年9月10日時点
産業廃棄物		
収集運搬業	131者	144者
処分業	40者	43者
特別管理産業廃棄物		
収集運搬業	65者	68者
処分業	2者	2者



出所: 産廃情報ネット 産業廃棄物処理業許可 行政情報検索システム

4. 『さんぱいくん』に おける情報公表

4-1. 入力画面の開き方

『さんぱいくん』ログイン画面

<https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/login.php?Param1=1>

1) ログイン画面で、ユーザID、パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック

『さんぱいくん』にログインするためには、ユーザ登録を行い、ログインIDと初期パスワードを取得する必要があります。

(ユーザ登録方法の詳細は「参考2」を参照。)

2) 「許可情報等を登録・編集する」のリンクをクリック

■ 会社情報、■ 許可情報等を登録・編集できます。

(担当者氏名、電話番号、メールアドレスの登録・変更はこちらから行います。)

優良認定制度の公表情報を登録・編集できます。

次頁へ

前頁から

WMF 産廃情報ネット

さんばいくん | さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー

サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在 様 ログイン)

■会社情報 ★は公表される項目 (70187)

ユーザーID	188881	パスワード	(非表示)
--------	--------	-------	-------

■優良産廃処理業者認定制度の情報公表

公表項目名	最終修正日	公表状況	操作
優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項	2019年05月24日	公開中	内容修正

3) 「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」欄の「内容修正」ボタンをクリック

WMF 産廃情報ネット

さんばいくん | さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー

ページトップへ

■会社情報

■許可の内容

■施設および処理の状況 (収集運搬業者)

■施設および処理の状況 (処分業者)

■財務諸表

■社会

■社内組織体制

■自由記載 (任意)

■自由記載 (任意)

「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」

公表日: 2019年04月22日
最終更新日: 2019年05月24日
作成日付: 2019年05月19日

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

氏名または名称: サンプル株式会社 (テスト・管理用の実在しない会社) なし

業者番号: 898989 なし

許可情報等編集

保存 プレビュー

自由記載 (任意)

その他特記事項

なし

会社ホームページURL: http://www.sanpainet.or.jp

許可情報等編集

保存 プレビュー

4) 「公表項目セット データ入力画面」が表示される

この画面で、優良認定制度の公表情報を登録・編集します

【参考】

- 「その他特記事項」と「自社URL」は、優良認定制度に係る公表事項ではないが、より良い情報公表のため適宜活用。
- 「その他特記事項」欄には、自社の理念や実績、資格保有状況、PR情報などを自由に入力。

5. 公表情報の作成方法 (1)

収集運搬業・処分業共通

5-1. 法人に関する基礎情報

記載例

公表項目	記載例	更新頻度
名称	〇〇株式会社	変更都度
事務所又は事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇 1丁目2-3 〇〇ビル2階	変更都度
設立年月日	〇〇年〇月〇日	変更都度
資本金又は出資金	1,000万円 ・現在の資本金を記載	変更都度
代表者	〇田〇男 ・代表者は2カ所に入力	年1以上
役員等	代表取締役 専務取締役 取締役 〇〇支店長 〇田〇男 〇山〇太 〇川〇子 〇沢〇夫 〇〇年〇月〇日就任 〇〇年〇月〇日就任 〇〇年〇月〇日就任 〇〇年〇月〇日就任 ・年月日まで ・「就任」〇/「重任」×	年1以上
	(〇〇年〇〇月〇〇日現在)	
事業の内容	〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 有限会社〇〇〇〇 設立 〇〇県産業廃棄物収集運搬業許可取得 〇〇県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇ビル10階に本社移転 □□県産業廃棄物収集運搬業許可取得 〇〇〇〇株式会社に改組・社名変更（資本金500万円） エコアクション21認証取得 資本金1,000万円に増資 ・入力時点の年月日を入力 ・入力内容の更新と併せて、この日付も更新 ・役員等に変更がない場合も、日付だけは更新	変更都度

・許可証記載内容との整合性に注意

(5-1-1) 名称 [マ11~12]

- **名称（法人名、商号）を正しく（登記どおりに）入力する。**

- 法人格（「株式会社」、「有限会社」など）は、省略せずに入力する。

- 名称は、漢字・ひらがな・カタカナの別、小さいカタカナ（「ィ」、「ュ」など）、各種記号（「・」や「ー」など）を含め、正確に（登記どおりに）入力する。

- すべて「全角」で入力する（半角は使用しない）。

- **【更新頻度】 変更の都度**

(5-1-2) 事務所又は事業場の所在地 [マ11~12]

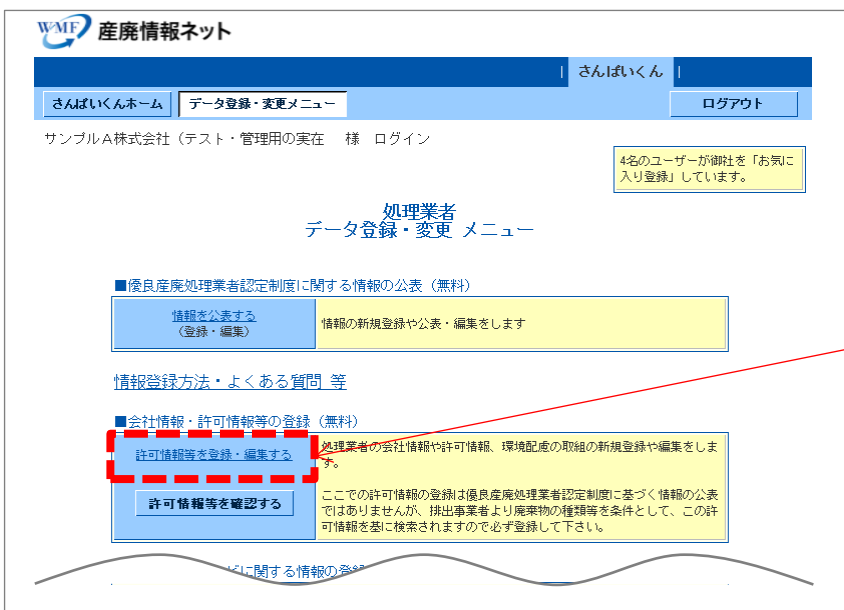
- **本社住所**を入力する。

→ 都道府県名、市区町村名、町・大字・字、丁目・番地・号、建物名・部屋番号など正確に入力する。

- **【更新頻度】 変更の都度**

【「さんばいくん」上での入力操作方法】

処理業者データ登録変更メニュー画面



1) 「許可情報等を登録・編集する」をクリック

前頁から

WAF 産廃情報ネット

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

さんばいくんホーム

サンプルA株式会社（テスト・管理用の実在 様 ログイン

■会社情報 ※は公表される項目 (70197)

ユーザーID 168601 パスワード (非表示)

会社名 ※ サンプルA株式会社（テスト・管理用の実在

業者番号 ※ 999999

00-9999-9999 代表者名 ※ 00-9999

内容修正 事業所・営業所情報修正 事業所登録件数：27件 営業所登録件数：4件

■優良産廃処理業者認定制度の情報公表

公表項目名 最終修正日

画面遷移

WAF 産廃情報ネット

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

さんばいくんホーム

サンプルA株式会社（テスト・管理用の実在 様 ログイン

■会社情報 ※は公表される項目

修正したい項目のみ修正して確認をクリックして下さい。 (70197)

ユーザーID 168601

パスワード 半角文字で6～32文字

パスワード (確認用) 半角文字で6～32文字

会社名 ※ サンプルA株式会社（テスト・管理用の実在 (必須)

※個人の場合は氏名

※スペースは入れず、姓などの略字は使用しないで下さい。略字の一覧はこちらから

※全て全角文字で100文字以内

業者番号 ※ 999999 (必須) いずれかの許可証の下6桁を半角数字で入力

代表者名 ※ サンプル 太郎 (必須)

※全て全角文字で100文字以内

本社住所 ※ 000-0000 (必須) 半角数字または半角ハイフンで8文字

本社住所 ※ 東京都 東京都 港区虎ノ門0-0-0 あいうえおビル10階aa (必須)

代表者メールアドレス akiko.shigetake@shigetake-tech-solutions.com (必須)

半角英数字で40文字以内

「本社住所」と「代表者名」の登録情報、優良産廃処理業者認定制度の公表情報の「住所（法人の場合は事業所の所在地）」と「代表者氏名（法人の場合）」に反映させたい場合は、チェックをオンにして、「内容確認」をクリックしてください。

内容確認 戻る

2) 「■会社情報」欄下部にある「内容修正」ボタンをクリック

3) 「本社住所 郵便番号」欄、「本社住所」の入力フィールドに、本社住所を入力

4) 画面最下部の「「本社住所」と「代表者名」の・・・」の注釈の チェックボックスにチェックを入れる

5) 「内容確認」ボタンをクリック

- 「内容確認」ボタンをクリックすると、入力内容の確認画面に遷移する。
- 画面内の「保存」ボタンをクリックすると、「会社情報を変更しました。」と表示される。
- 画面内の「戻る」ボタンをクリックすると、本頁上の画面に戻ることができる。

(5-1-3) 設立年月日 [マ11~12]

- **自社の設立年月日を正しく入力する。**

- 「〇〇年〇〇月〇〇日」の形式で入力する。

- 「西暦」でも「和暦」でも可。

- ただし、他の公表項目にも年月日を入力する項目があるので、全体を通じて表記方法を統一することを推奨。

- **【更新頻度】 変更の都度**

(5-1-4) 資本金又は出資金 [マ11~12]

- **自社の資本金・出資金を正しく入力する。**

- 「〇, 〇〇〇万円」の形式で入力する。
- 最新（現時点）で設定している資本金・出資金について入力する。
- **設立後、資本金・出資金の増減があった場合は、すべての変遷について、
「事業の内容」欄（5-1-6参照）に年表形式で入力**する。

- **【更新頻度】 変更の都度**

(5-1-5) 代表者、役員等 [マ11~12]

①代表者

- **自社の代表者氏名を入力する。**

→ 登記上、代表者が複数いる場合は、そのすべての方について入力する。

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

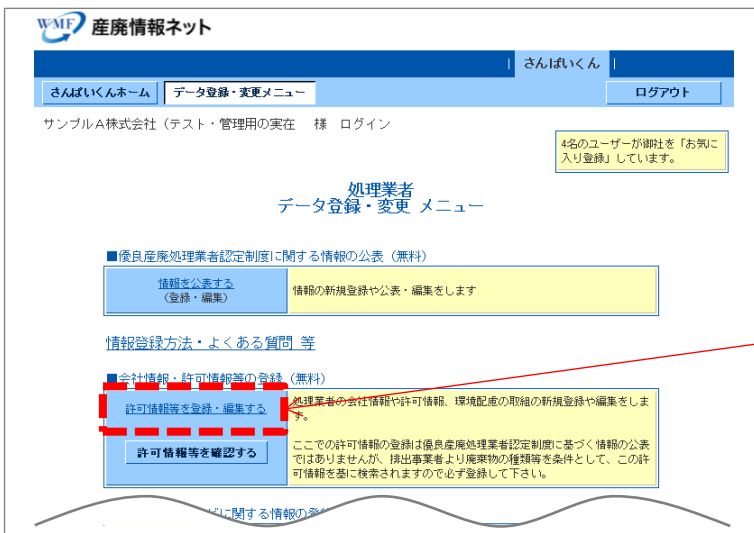
→ ルール上は「1年に1回以上」となっているが、環境省※は、『「〇〇年〇〇月〇〇日時点」の表示及びその更新がないことをもって、優良基準不適合と判断することは制度の趣旨から見て適切ではないと思料されるため、自治体はこの旨配慮いただきたい』としている。

→ 最終的な判断は自治体によって行われるので、当通知に対する当該自治体の見解の確認が必要。

※ 事務連絡（平成27年3月30日）「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

【「さんばいくん」上での入力操作方法】

処理業者データ登録変更メニュー画面



1) 「許可情報等を登録・編集する」をクリック



画面遷移



2) 「■会社情報」欄下部にある「内容修正」ボタンをクリック



画面遷移（次頁へ）

さんばいくんホーム | データ登録・変更メニュー | ログアウト

サンプルA株式会社（テスト・管理用の実在 様 ログイン
 ■会社情報 ★は公表される項目
 修正したい項目のみ修正して確認をクリックして下さい。 (70197)

ユーザーID	168601
パスワード	半角文字で8～32文字
パスワード (確認用)	半角文字で8～32文字

会社名 ★ (個人の場合は氏名)	サンプルA株式会社（テスト・管理用の実在 スペースは入れず、特などの略字は使用しないで下さい。略字の一覧は こちら から 全て全角文字で100文字以内	(必須)
業者番号 ★	999999	(必須) いずれかの許可証の下6桁を半角数字で入力
代表者名 ★	サンプル 太郎	(必須)
本社住所 郵便番号 ★	000-0000	(必須) 半角数字または半角ハイフンで8文字
本社住所 ★	都道府県 東京都 港区虎ノ門0-0-0 あいうえおビル10階aa	(必須)
担当者メールアドレス	akiko.shigeki@hitachi-solutions.com	(必須)

☐ 「本社住所」と「代表者名」の登録情報で、廃棄産廃処理業者認定制度の公表情報の「住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）」と「代表者氏名（法人の場合）」に反映させたい場合は、チェックをオンにして、「内容確認」をクリックしてください。

3) 「代表者名」の入力欄に、代表者の氏名を入力

- 登記上、代表者が複数いる場合は、そのすべての方について入力する。
- 入力例：○田○夫、□川□子
- 役職名（例：代表取締役社長、代表取締役会長、など）の入力は、ここでは不要

4) 画面最下部の「本社住所」と「代表者名」の・・・とあるところのチェックボックスにチェックを入れる

5) 「内容確認」ボタンをクリック

- 「内容確認」ボタンをクリックすると、入力内容の確認画面に遷移する。
- 画面内の「保存」ボタンをクリックすると、「会社情報を変更しました。」と表示される。
- 画面内の「戻る」ボタンをクリックすると、本頁上の画面に戻ることができる。

②役員等

● 自社の役員について入力する。

- 「役職名 氏名 当該役職への就任年月日」の形式で入力する。
- 「当該役職への就任年月日」は、当該役職に“初めて”就任した年月日を入力する（「重任年月日」（当該役職に“再び”就任した年月日）ではない）。
- 前項で入力した「代表者」は、ここでも入力する。

● 自社の支社長、支店長、工場長、施設長等について入力する。

- 「役職名 氏名 当該役職への就任年月日」の形式で入力する。
- 「当該役職への就任年月日」は、当該役職に“初めて”就任した年月日を入力する。

● 最後に、入力時点の年月日を入力する。

- 「（〇〇年〇〇月〇〇日現在）」の形式で入力する。
- 次回の情報更新時には、役員等の入力内容の更新と併せて、この日付も更新する。
- 役員等に変更がない場合は、この日付のみ更新する。

● 【更新頻度】 1年に1回以上

(5-1-6) 事業の内容 [マ11~12]

● 自社の“沿革”を年表形式で入力する。

→ 必須項目：

- ✓ 設立
- ✓ 名称変更
- ✓ 資本金・出資金の変更
- ✓ 産廃・特管産廃処理業許可の取得

・許可証記載内容との整合性に注意
・新規取得の記載のみで可
(更新許可は記載不要)

→ その他入力すると良い項目：

- ✓ 産廃・特管産廃処理業許可以外の許可・認可・認定等の取得
- ✓ 本社所在地の変更
- ✓ 支社、支店、事業所、処理施設の設置、工場新設稼働
- ✓ 各種表彰
- ✓ その他、自社の特性・特徴等で対外的にPRしたい内容

・特徴的な例では、計量証明事業所登録、太陽光パネル設置、健康経営優良法人認定、SDGsパートナー登録、体験の機会の場認定 etc…

● 【更新頻度】 変更の都度

5-2. 事業計画の概要 [マ12]

記載例

公表項目	記載例
事業計画の概要	【事業の全体計画】 当社は、廃棄物処理事業を通じて、3 R（Reduce, Reuse, Recycle）の更なる促進に寄与するとともに、循環型社会の形成に貢献します。 （事業内容） ①産業廃棄物の収集運搬及び中間処理（脱水、破碎・選別） ②〇〇、〇〇及び〇〇の再資源化 ③〇〇、〇〇及び〇〇の手解体・分別処理 ④〇〇、〇〇及び〇〇の〇〇による希少金属精錬原料の生産 ⑤〇〇法による〇〇解体、〇〇回収 ⑥環境マネジメントコンサルティング ⑦前各号に附帯する一切の業務
	【処理量（計画量）】 ○産業廃棄物収集運搬業 ・汚泥（積替保管なし） 200トン／年 ・廃プラスチック類（積替保管あり） 100トン／年 ○産業廃棄物処分業 ・汚泥（脱水） 200トン／年 ・廃プラスチック類（破碎・選別） 100トン／年

・登記上の事業内容などを記載

・自社の創業・環境理念などを記載

・許可証記載内容との整合性に注意

・許可を有する廃棄物の種類ごとに、年間取扱計画量（営業目標）等を記載

記載例（続き）

公表項目	記載例
事業計画の概要	【具体的な計画】 ○産業廃棄物収集運搬業 ・汚泥：主に〇〇県に事業所を持つ〇〇業等の排出事業者から受け入れ、自社（〇〇県）又は他社（〇〇県）の処分施設に運搬する。 ・廃プラスチック類：主に〇〇県に事業所を持つ〇〇業等の排出事業者から受け入れ、全量を自社（〇〇県）処分施設に運搬する。 ○産業廃棄物処分業 ・汚泥：主に〇〇県に事業所を持つ〇〇業等の排出事業者からの産業廃棄物について、自社（〇〇県）処分施設で脱水処理を行う。また、処理後物は、〇〇の原料として再資源化業者に売却又は最終処分施設（他社、〇〇県）に搬入する。 ・廃プラスチック類：主に〇〇県に事業所を持つ〇〇業等の排出事業者からの産業廃棄物について、自社（〇〇県）処分施設で破碎・選別処理を行う。また、処理後物は、〇〇の原料として再資源化業者に売却又は最終処分施設（他社、〇〇県）に搬入する。 【環境保全措置の概要】 ○産業廃棄物収集運搬業 ・車両の使用時には事前点検を定期的実施している。 ・過積載防止策として、〇〇を徹底している。 ・積載物の飛散防止策として、シート使用を義務化している。 ○産業廃棄物処分業 ・騒音・振動・飛散の防止策として、処分設備を建屋内に設置している。 ・脱水後の排水は、排水処理設備（活性汚泥法、・・・）にて処理を行い水質基準を満たしたうえで河川に放流している。

・有する許可の区分ごとに記載
・許可を有する廃棄物の種類ごとに、商圏、処理の流れ、処理方法などを記載
・許可証記載内容との整合性に注意

・有する許可の区分ごとに記載

● 産廃処理業許可の申請・更新時の添付書類の内容を公表する。

→ 最も詳しい記述を求める自治体以上の内容にする。

→ 具体的な記載項目：

①事業の全体計画

②処理量（計画量）

✓ 【収運業の場合】収集運搬する産廃種類ごとの運搬量（計画量）

✓ 【処分業の場合】処分する産廃種類ごとの処分量（計画量）

③具体的な計画

✓ 【収運業の場合】主な受入先の地域・業種／受入から積み下ろしまでの流れ／主な積み下ろし先の地域、等

✓ 【処分業の場合】主な受入先の地域・業種／中間処理方法ごとの概要／処理後物の取扱方法や再生利用方法の概要、等

④環境保全措置の概要

✓ 【収運業の場合】事前点検／過積載禁止／混入・騒音・振動・飛散等の発生防止方法、等

✓ 【処分業の場合】混入・騒音・振動・飛散等の発生防止方法／排水処理方法、等

⑤その他

✓ ①～④以外の内容で、特にアピールしたい内容があれば適宜入力。

・R2.5のシステム改修により、「さんぱいくん」上の入力欄が、①～⑤を入力するよう分割された

・分割された入力欄に沿って、①～⑤の内容を別々に入力

● 【更新頻度】 変更の都度

5-3. 産業廃棄物処理業の許可証の写し [マ13~14]

- 取得しているすべての産廃処理業※許可証をスキャンして、1つのPDFファイルにまとめて公表する。

- ※産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業
 - 産廃処理業許可を多数受けている場合は、総括・一覧表（整理表）を併せて公表することが望ましい。（次頁参照）
 - **【『さんはいくん』を利用する場合】**PDFファイル（すべての許可証を統合したもの）のファイルサイズを**10MB以下**とする。
 - 悪用防止のために、「産廃情報ネット公表用」や「コピー禁止」等の記載を入れることも考えられる。

（参考）PDFファイルのファイルサイズを小さくする方法

- カラーではなく白黒（又はグレースケール）でスキャンする
- 画質の設定（dpi値）をできる限り小さくしてからスキャンする
- 「2 in 1」（1ページ内に許可証2ページを表示）でスキャンする
- アドビ社のPDF編集ソフトを持っている場合、「ファイルサイズを縮小」や「ファイルを最適化」して上書き保存する
- 許可証を差替えるとき、アドビ社のPDF編集ソフトで複数のファイルを結合せず、すべての許可証を読み込み直す

- **【更新頻度】 変更の都度**

①総括表

・許可証記載内容との
整合性に注意

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可一覧表

	収集運搬業	処分業	計
産業廃棄物	55	17	72
特別管理産業廃棄物	55	17	72

<内訳>

- | | |
|-----------------|-------------|
| ■産業廃棄物収集運搬業 | 47都道府県、8政令市 |
| ■特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 47都道府県、8政令市 |
| ■産業廃棄物処分業 | 9道県、8政令市 |
| ■特別管理産業廃棄物処分業 | 9道県、8政令市 |

②一覧表（収集運搬業許可）

・許可証記載内容との
整合性に注意

事業所	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日	許可期限	預貯 保管 有無	炭酸	炭 7ル が	汚泥	炭油	炭プ ラ ス チ ク 類	金属 屑	ガラス 及び 陶磁 器屑	ゴム 屑	紙屑	繊維 屑	動植物 性 残渣	木屑	備 考	
札幌	北海道	第 XXXXX 号	H29.4.18	H36.4.17	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	○	石綿含む	1
青森	青森県	第 XXXXX 号	H28.5.31	H35.5.23		○	○	○	○	○	○	○						石綿記載なし 炭油(9-Bにマフ除く)	2
青森	青森市	第 XXXXX 号	H28.5.24	H35.5.23	●	●	●	●	●	●	●	●						石綿記載なし 炭油(9-Bにマフ除く)	3
青森	秋田県	第 XXXXX 号	H27.7.21	H34.7.20		○	○	○	○	○	○	○						石綿除く	4
仙台	岩手県	第 XXXXX 号	H26.7.1	H33.6.30		○	○	○	○	○	○	○						石綿記載なし	5
仙台	宮城県	第 XXXXX 号	H28.6.22	H35.6.21	●	●	●	●	●	●	●	●						石綿含む 燃え殻・ばいじんあり	6
仙台	山形県	第 XXXXX 号	H28.6.27	H35.6.26		○	○	○	○	○	○	○						石綿含む	7
仙台	福島県	第 XXXXX 号	H28.2.27	H35.2.26		○	○	○	○	○	○	○						石綿記載なし	8
新潟	新潟県	第 XXXXX 号	H26.6.9	H33.6.8	●	●	●	●	●	●※	●	●		●※		●		※は石綿除く がれき類・燃え殻・ばいじんあり	9
北関東	茨城県	第 XXXXX 号	H24.5.28	H31.4.9		○	○	○	○	○	○	○						石綿除く	10
北関東	栃木県	第 XXXXX 号	H26.1.25	H33.1.24		○	○	○	○	○	○	○						石綿除く	11
北関東	埼玉県	第 XXXXX 号	H26.7.25	H33.6.21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	石綿含む がれき類・燃え殻・ばいじんあり	12
北関東	群馬県	第 XXXXX 号	H29.3.29	H36.3.28		○	○	○	○	○	○	○						石綿記載なし	13

・許可証記載内容との
整合性に注意

③一覧表（処分業許可）

事 業 所	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日	許可期間	処分方法	廃油	廃 7&30	汚泥	廃油	廃プラ スチレン 類	金属 屑	ガラス 及び 陶磁 器類	ゴム 屑	紙屑	繊維 屑	動植物 性残渣	処 分 能 力
札幌	北海道	第 XXXX 号	H29.4.18	H36.4.17	中和	○	○										10.64m3/日
					焼却												
					油水分離												
					溶剤回収												
					破碎												4.8t/日
					圧縮・梱包					○	○						1.2t/日（圧縮・梱包/廃プラ） 3.784t/日（圧縮/金属くず）
青森	青森県	第 XXXX 号	H25.12.3	H32.12.2	中和	○	○										2m3/日(8h)
					焼却												
					油水分離												
					溶剤回収												
					破碎												
					圧縮												
仙台	宮城県	第 XXXX 号	H27.12.1	H34.11.30	中和	○	○										24m3/日
					焼却												
					油水分離												
					溶剤回収												
					破碎					○	○	○					3.8t/日（廃プラ） 2.8t/日（金属くず） 4.8t/日（ガラス及び陶磁器くず）
					圧縮												
新潟	新潟県	第 XXXX 号	H26.6.9	H33.6.8	中和	○	○										8t/日
					焼却												
					油水分離												
					溶剤回収												
					破碎												
					圧縮												
北関東	埼玉県	第 XXXX 号	H26.7.25	H33.6.21	中和	○	○										40m3/日
					焼却												
					油水分離												
					溶剤回収												
					破碎												
					圧縮												

5-4. 直前3事業年度の財務諸表 [マ42~45]

- 直前3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を公表する。

- 各表・計算書の詳細な作成方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令に従う。
- 自治体からの指導例：「マニュアル記載例の項目はすべて公表すること」

- 【更新頻度】 少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度

・H30.2.2改正

5-5. 処理料金の提示方法 [マ45～46]

● 処理料金の提示方法について公表する。

公表方法①

→ 業区分毎に、料金表や料金算定式を作成・提示している場合、それを公表。

収集運搬：運搬車両や距離別に料金の目安となる基本料金の情報

処分： 廃棄物の種類別の料金の目安となる基本料金の情報

公表方法②

→ 廃棄物の種類や性状によって個別に見積って提示している場合は、その旨、及び、見積料金の有無などの見積条件を記載する。

・見積に要する費用の
要否を明記

→ 記載例：

処理料金については、運搬距離、廃棄物の種類や性状、処理方法等によって異なりますので、個別に無料でお見積りします。

見積に関するお問合せ先・・・営業部：0123-XX-XXXX

・見積に関する問合せ先が
記載されているとさらに良い

● 【更新頻度】 変更の都度

5-6. 業務を所掌する組織・人員配置 [マ46~47]

記載例

○ 組織

・部門の分け方、部門の名称を一致させる

・単位を明示

・会社全体の組織図とする
・正式な部門名・部署名がない場合、社内呼称で記載しても可

○ 人員配置（単位：人／〇〇年〇〇月〇〇日現在）

・入力時点の年月日を入力
・入力内容の更新と併せて、この日付も更新

・正社員とパート・派遣・アルバイトの内訳を明示

	総務経理部	営業部	業務部			合計
			収集運搬課	中間処理課	最終処分課	
正社員	3	7	12	13	7	42
派遣・パート・アルバイト	1	2	1	1	1	6
合計	4	9	13	14	8	49

※ 兼務職員は、主たる部門に計上している。

・兼務職員の有無についての注釈を明記
・兼務職員ありの場合は、その計上方法についての注釈を明記

(5-6-1) 組織（組織図）

- 部門単位での社内組織図を作成し、公表する。

- 会社全体の組織図（産廃処理に係る組織以外も含める）とすること。

- 正式な「〇〇部」や「〇〇課」といった名前が付いていない場合は、社内ですべて使われている呼称でも構わない。

- 【更新頻度】 変更の都度

(5-6-2) 人員配置

- 前頁で作成した部門単位での人員配置の状況を公表する。

- **会社全体の人員配置状況**（産廃処理に係る組織以外も含める）とすること。
- 「組織図」と、部門の分け方、部門の名称を一致させること。
- 正社員とパート・派遣・アルバイトの内訳が分かるようにすること。
- 複数の部門を兼務している職員の有無を明記し、兼務職員ありの場合はその計上方法も明記すること。
- 【『さんぱいくん』を利用する場合】「組織図」と「人員配置表」を統合した1つのPDFファイルとして公表してもよい。

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

- 『さんぱいくん』を利用して「組織図」・「人員配置表」を統合した1つのPDFファイルとして公表する場合、更新頻度が異なるので注意が必要。

5-7. 事業場の公開の有無・公開頻度 [マ47]

● 事業場を周辺地域住民等に公開しているか否かを公表する。

- 公開対象が「周辺地域住民等」（＝事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者）であれば、不特定多数の者に公開していなくても、「事業場を公開している」として差し支えない。
- 「公開していること」が優良認定基準として求められているわけではない。

● 公開している場合は、公開頻度を公表する。

- 記載例①
当社の〇〇施設（〇〇県〇〇市）は一般公開しており、いつでも見学することができます。
- 記載例②
当社の〇〇施設（〇〇県〇〇市）は、随時見学が可能です。見学をご希望の場合は、事前にお申込みください。
お申し込み先・・・総務経理部：0123-XX-XXXX
- 記載例③
当社の〇〇施設（〇〇県〇〇市）は、毎年8月に見学会を開催しています。
見学会についてのお問い合わせ先・・・総務経理部：0123-XX-XXXX
- 記載例④
当社の産業廃棄物処理施設については、公開していません。

●【更新頻度】 変更の都度

6. 公表情報の作成方法 (2) 収集運搬業

6-1. 運搬施設に関する事項

(6-1-1) 運搬施設の種類及び数量並びに

運搬車に係る低公害車の導入の状況 [マ15～24]

記載例

○ 運搬施設の種類及び数量 (〇〇年〇〇月〇〇日現在)

・車両形式、最大積載量、積載可能寸法、保有台数を公表する

・単位明示
・単位はトンやm3も可

・入力時点の年月日を入力
・入力内容の更新と併せて、この日付も更新

・単位明示
・「車両寸法の長さ×幅×高さ」でも可[マニュアルQ&A集：運搬施設に関する事項の公表Q1・A1]
・なんの寸法なのかを明記

No	車両形式	最大積載量 (単位：kg)	積載可能寸法 (全長×幅×高さ、単位：mm)	保有台数 (単位：台)
1	4tダンプ車	4,000	5,790×2,200×2,500	4
2	4tコンテナ車	3,850	6,220×2,200×2,500	3
3	2tコンテナ車	2,000	4,400×1,690×1,990	2
合計				9

・自社が保有する車両をすべて含める

記載例（続き）

・入力時点の年月日を入力
・入力内容の更新と併せて、この日付も更新

○ 運搬車に係る低公害車の導入の状況【低排出ガス車】（〇〇年〇〇月〇〇日現在）

・自社が保有する車両をすべて含める

・保有台数、全保有台数
に対する割合を記載

・比較のために過去の状況の
記載もあるとさらに良い

運搬車の排ガスレベル		台数(割合) 〇〇年〇〇月〇〇日時点	【参考】台数(割合) 〇〇年〇〇月〇〇日時点
全保有台数		9 (100.0%)	8 (100.0%)
①平成〇〇年規制適合車		3 (33.3%)	3 (37.5%)
②平成〇〇年基準低排出ガス車☆		2 (22.2%)	2 (25.0%)
③平成〇〇年基準低排出ガス重量車★		1 (11.1%)	0 (0.0%)
【低排出ガス車の導入目標】 〇〇年〇〇月までに、「平成〇〇年基準低排出ガス車☆」（上記②）の割合を、全保有台数の〇〇%以上とする。			

・今後の導入目標の記載
があるとさらに良い

記載例（続き）

・入力時点の年月日を入力
・入力内容の更新と併せて、この日付も更新

○ 運搬車に係る低公害車の導入の状況【低燃費車】（○○年○○月○○日現在）

・自社が保有する車両をすべて含める

・保有台数、全保有台数
に対する割合を記載

・比較のために過去の状況の
記載もあるとさらに良い

運搬車の燃費低減レベル	台数(割合) ○○年○○月○○日時点		【参考】台数(割合) ○○年○○月○○日時点	
全保有台数	9	(100.0%)	8	(100.0%)
①平成○○年基準達成車(10%低減レベル)	3	(33.3%)	3	(37.5%)
②平成○○年基準達成車(25%低減レベル)	2	(22.2%)	2	(25.0%)
③平成○○年基準達成車	1	(11.1%)	0	(0.0%)

【低燃費車の導入目標】

○○年○○月までに、「平成○○年基準達成車」（上記③）の割合を、全保有台数の○○%以上とする。

・今後の導入目標の記載
があるとさらに良い

- 自社が保有するすべての運搬施設について公表する。

→ 公表必須項目：

- 1) 車両形式
- 2) 最大積載量
- 3) 最大積載可能寸法（車両寸法でも可）
- 4) 1) ～ 3) 別の保有台数
- 5) 運搬車に係る低排出ガス車※¹の台数、総保有台数に対する割合
- 6) 運搬車に係る低燃費車※²の台数、総保有台数に対する割合

※ 1 上記 5) では、「平成17年規制適合車」と「それよりも排ガス排出量の低い自動車」についての公表が最低限必要。

※ 2 上記 6) では、「平成27年度燃費基準達成車」についての公表が最低限必要。

※ 3 上記 5) ・ 6) の確認方法については、次頁も参照。

→ 公表が望ましい項目：

- 6) 過去の導入状況（過去（前回情報更新時）の 1) ～ 6) について）
- 7) 低排出ガス車の導入目標
- 8) 低燃費車の導入目標

- 【更新頻度】 1年に1回以上

運搬車に係る低排出ガス車基準・低燃費基準の確認方法～①車検証

低排出ガス車

- 排ガスの「平成17年規制適合車」と「それよりも排出量の低い自動車」は、「型式」が「○○○-○○○○」のように、「- (ハイフン)」前の識別記号が3文字になっている。

自動車検査証		平成 21 年 1 月 22 日	
自動車登録番号又は車両番号	平成 21 年 1 月 22 日	初度登録年月	平成 21 年 1 月
車名		普通	貨物 自家用
車台番号	[318]	乗車定員	最大積載量
FE74BV-530180		長さ	200
型式	PCG-FE74BV	高さ	478
原動機の型式	4M42-S10	燃料の種類	28
所有者の氏名又は名称	三菱ふそうトラック・バス株式会社	型式指定番号	
所有者の住所		類別区分番号	
使用者の氏名又は名称			[17557]
使用者の住所			[34507 0015]
使用の本拠の位置	***		
有効期間の満了する日	平成 22 年 1 月 21 日		
備考			
【広島】、新規登録 自動車重量税額 ¥75,600 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB 【その他検査事項】(1) ディーゼル・電気式ハイブリッド自動車 以下余白			

低燃費車

- 燃費の「平成27年度基準達成車」は、「備考」欄に「平成27年度基準燃費達成車」と記載あり。

運搬車に係る低排出ガス車基準・低燃費基準の確認方法～②国交省資料

- 低排出ガス基準については、国土交通省のサイトで最新情報を確認することができる。
→ 国土交通省サイト・・・https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000001.html
- 「平成17年規制以降」の自動車排出ガス規制の識別記号一覧は、以下のとおり。

1. 平成17年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号						(参考)	
						平成30年8月1日現在	
1 桁目	2 桁目	3 桁目	4 桁目	5 桁目	6 桁目	7 桁目	8 桁目
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無	識別記号	用途	重量条件等
平成17年規制	無 ^{※1} 50 ^{※2} 75 ^{※2} NOx10+PM10 ^{※3} NOx10 ^{※3} PM10 ^{※3}	A C D B N P	ガソリン・LPG 軽油	有 無 有 無 有(達成(重量車)) 無(達成(重量車))	A B C D J K	乗用車	平成17年規制のディーゼル車以外 平成17年規制のディーゼル車(車両重量が1265キログラム以下) 平成17年規制のディーゼル車(車両重量が1265キログラム超)
平成18年規制 ^{※4}	無	J		有(5%達成(重量車))	N	貨物、乗合	軽自動車 車両総重量が1.7トン以下 車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下
平成19年規制	無 ^{※5} 50 ^{※6} 75 ^{※6}	E G H		無(5%達成(重量車)) 有(10%達成(重量車)) 無(10%達成(重量車))	P Q R	二輪車等	車両総重量が3.5トン超 第1種原動機付自転車 第2種原動機付自転車 軽二輪自動車
平成20年規制 ^{※7}	無	K		有(15%達成(重量車)) 無(15%達成(重量車))	S T		小型二輪自動車
平成21年規制 ^{※8}	無(排出ガスの上乗せ規制) ^{※14} 50 75 10	F M R Q	CNG メタノール	有 無 有 無	E F G H	特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満 定格出力が37kW以上56kW未満 定格出力が56kW以上75kW未満 定格出力が75kW以上130kW未満 定格出力が130kW以上560kW未満 定格出力が19kW以上560kW未満(ガソリン・LPGに限る。)
平成22年規制 ^{※9}	無 10	S T	ガソリン・電気 LPG・電気	有	L		
平成23年規制 ^{※10}	無	U	軽油・電気	有	M		
平成24年規制 ^{※10}	無	W	その他	有	Y		
平成25年規制 ^{※10}	無	X		無	Z		
平成26年規制 ^{※11}	無	Y					
平成28年規制 ^{※12}	無	Z					
平成30年規制 ^{※13}	無 25 50 75 無(排出ガスの上乗せ規制) ^{※14}	3 4 5 6 7					

※1 乗用車、軽量車、中量車及び重量車

※2 乗用車、軽量車及び中量車

※3 重量車

※4 二輪車及び特殊自動車

※5 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車

※6 軽貨物車

※7 特殊自動車

※8 NOx触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車(乗用車、軽量車、中量車の一部(2.5～3.5t)及び重量車の一部(12t～))

※9 ディーゼル車(中量車の一部(1.7～2.5t)及び重量車の一部(3.5～12t))

※10 特殊自動車

※11 ディーゼル特殊自動車

※12 ディーゼル重量車及び二輪車

※13 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車

※14 PHP車

2. 排出ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁目	2 桁目	3 桁目	4 桁目	5 桁目	6 桁目	7 桁目	8 桁目
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無	識別記号	用途等	識別記号
Z			電気	電気	A	乗用車	A
			燃料電池	水素(圧縮水素)	B	貨物	B
						乗合	C
						二輪車	D
						原動機付自転車	D
						原動機付自転車以外	E
						特殊自動車	F

(6-1-2) 積替保管施設ごとの所在地、面積、産業廃棄物の種類、保管上限

保管上限^[マ15～16、20]

- ・許可証記載内容をそのまま記載
- ・許可証記載内容との整合性に注意

・設備の状況がより細かく把握できるよう、こうした記載もあるとさらに良い

記載例

○ 積替保管施設ごとの所在地、面積、産業廃棄物の種類、保管上限

No	所在地	面積 (単位:m2)	積替保管を行う 産業廃棄物の種類	積替 のための 保管上限	備考 (設備の概要等)
1	〇〇県〇〇市 〇〇町1-1-1	・単位明示 1,000	・ 汚泥 ・ 廃プラスチック類 ・ 建設系廃棄物 (木くず、廃プラスチック類の混合物)	・単位明示 10m3	・ スケール×1基、積替用重機×2台、クレーン×1基、洗車設備 ・ 塀(高さ1.8m)の設置により周辺への廃棄物飛散防止
2	□□県□□市 □□町222-2	500	・ 廃酸 ・ 廃アルカリ	10m3	・ スケール×1基、積替用重機×1台、洗車設備 ・ 建屋内での積替保管により周辺への廃棄物飛散・悪臭防止
3	△△県△△市 △△町3333	1,500	・ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	350t※1	・ スケール×1基、積替用重機×3台、クレーン×1基 ・ 塀(高さ3.0m)の設置により周辺への廃棄物飛散防止

※1 1日排出量50tの7倍以内

・扱う産業廃棄物に“限定条件”がある場合は、その内容を漏らさず記載

- 自社が許可を有するすべての積替保管施設について公表する。

→ 公表必須項目：

- 1) 所在地
- 2) 面積
- 3) 積替保管を行う産業廃棄物の種類
- 4) 積替のための保管上限

→ 公表が望ましい項目※：

- 5) 運用・設置している設備・数
- 6) 周辺地域・環境への影響防止のための措置
など

※ 5)・6) については、環境省運用マニュアル内では、施行規則条文やその解説文としては明記されていないものの、「記載例」として示されている。

- 【更新頻度】 変更の都度

6-2. 直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量 [マ29～30]

記載例

・単位明示

・集計期間明示

○ 直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量（単位：トン／○○年4月～××年3月）

・許可証記載内容との整合性に注意
・保有する全ての許可に係る（会社全体での）実績を集計し、公表

・排出事業者からの受入量

・年(年度)別の合計を明示

産業廃棄物の種類	受入／運搬	実績（年/月）				
		○○/4	○○/5	○○/2	□□/3	合計
汚泥	受入量計	10	10	5	10	150
	運搬量計	10	8	5	9	145
	うち、運搬車	10	8	4	9	140
	うち、船舶			1		5
廃プラスチック類	受入量計	5	5	20	10	100
	運搬量計	5	4	19	10	95
	うち、運搬車	5	4	19	10	95
	うち、船舶					

・運搬量の合計を集計

・運搬量を運搬方法別に集計

・廃棄物の種類ごとに集計
・略称は使用しない
・許可証にあるすべての種類を記載（実績がないものは、欄を作成して空白又は欄を作成せず欄下に注意書き）

・取り扱う産業廃棄物に“限定条件”がある場合は、その集計方法について明記。
・限定条件（～を含む）の場合、分けて集計、公表することを推奨。

※廃プラスチック類については、「石綿含有産業廃棄物を含むもの」とそれ以外のものを合算して集計。

・実績のない箇所は「空欄」（「0」等を記載しない）
・集計・公表が必要な期間に関わらず、4月～翌年3月や1～12月の表（自社の管理方法に合わせる）を作成（集計・公表が不要な期間の欄は使用しなければよい）

- **自社が排出事業者から引き渡しを受けた産業廃棄物の受入量、運搬量の実績を集計し、公表する。**

- 特定（一部）の許可に係る実績だけでなく、**保有する全ての許可に係る（会社全体での）実績を集計し、公表**する。
- 許可を有する産業廃棄物の種類ごとに集計し、公表する。
- 混合廃棄物の実績がある場合は、何が含まれるか注釈をつける。
- 「受入量」は、自社が、排出事業者から実際に引き渡しを受けた産業廃棄物の量。
- 「運搬量」は、自社が、運搬先に実際に運搬した量。
- 「運搬量」は、合計運搬量とともに、運搬方法（運搬車、船舶、鉄道等）ごとの運搬量を集計し、公表する。
- 積替保管施設等での有価物の分別・販売などによって、受入量（計）と運搬量（計）に差異が生じることは差し支えない。

- **【初めて優良認定申請を行う場合】 集計対象期間は、インターネットでの情報公表を開始する月※の前々月までの3年間とする。**

- ※ すべての公表項目が基準を満たしてからでないと、「情報公表を開始する（した）」と見なされないので、注意が必要。（「8-2.新規で優良認定申請の場合のタイムスケジュール例」の図も参照）

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

7. 公表情報の作成方法 (3) 処分業

7-1. 処理施設に関する事項

(7-1-1) 処理施設ごとの設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び施設の概要 [マ15～24]

記載例

- ・許可証記載内容をそのまま記載
- ・許可証記載内容との整合性に注意

○ 処理施設ごとの設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び施設の概要

No	所在地	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び施設の概要
1	〇〇県 〇〇市 〇〇町 1-1-1	〇〇年 〇〇月 〇〇日	破碎施設	・ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)	40t/日 (稼働時間 8h/日、 9～17時)	破碎機(横型 回転式ハン マークラッシャ)	・ 供給設備(最大供給寸法○cm角×○cm長) ・ 破碎設備(主電動機○kW) ・ 分級設備(ふるいサイズ可変) ・ 粉塵の処理方法：投入口以降は密閉されバグフィルタで集じん ・ 騒音・振動防止方法：コンクリート床面に厚さ10mmの防振ゴムを敷いて屋内に設置

- ・1日当りの処理量(単位:t/日、m3/日)を記載
- ・1日の運転時間、稼働時間帯を記載
- ・【焼却施設の場合】火格子(火炉)面積(単位:m2)、(キルン炉の場合はキルン投影面積又は長さ)を記載

- ・略称は使用しない
- ・許可証にあるすべての種類を記載(実績有無によらず)
- ・取り扱う産業廃棄物に“限定条件”がある場合は、その内容を漏らさず記載

- ・一般的に用いられる呼称、又は、プラントメーカーの呼称として適切なものを記載

1

- ・当該施設の概要を記載

2

- ・次頁の表、又は、マ17～19の表・マ23～24の記載例も参照

【参考】「構造及び施設の概要」欄の記載内容 ② の記載事項（マ17～19の表から抜粋）

- ・下表は、設置許可が必要とされる産廃処理施設についての記載例。
- ・下表に記載がない産廃処理施設※についても、この表に準じて記載。

※動植物性残さ－メタン発酵・堆肥化施設、廃プラスチック類－油化施設、木くず－炭化施設、建設汚泥－高度安定化施設等の設置許可を必要としない施設

No	施設の種類	「構造及び施設の概要」記載内容 ②
1	汚泥－脱水施設	● ろ液の処理方法
2	汚泥－乾燥施設	● 排ガスの処理方法
3	汚泥－天日乾燥施設	● 地表水の流入防止方法 ● 排水の処理方法 ● 地下浸透防止方法
4	汚泥－焼却施設 ※PCB汚染物質及び処理物であるものを除く	● 燃焼ガス温度(800℃以上) ● 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ● 排ガスの処理方法 ● 焼却灰の処理方法
5	廃油－油水分離施設 ※海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く	● 汚泥の処分方法 ● 廃油の流出防止堤の構造 ● 排水の処理方法 ● 地下浸透防止方法
6	廃油－焼却施設 ※PCB等及び海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く	● 燃焼ガス温度(800℃以上) ● 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ● 排ガスの処理方法 ● 焼却灰の処分方法 ● 廃油の流出防止堤の構造 ● 地下浸透防止方法
7	廃酸、廃アルカリ－中和施設	● 汚泥の処理方法 ● 排水の処分方法 ● 地下浸透防止方法
8	廃プラスチック類－破碎施設	● 粉じんの処理方法 ● 騒音・振動防止方法

No	施設の種類	「構造及び施設の概要」記載内容 ②
9	廃プラスチック類－焼却施設 ※PCB汚染物質及びPCB処理物であるものを除く	● 燃焼ガス温度(800℃以上) ● 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ● 排ガスの処理方法 ● 焼却灰の処分方法
10	木くず、がれき類－破碎施設	● 粉じんの処理方法 ● 騒音・振動防止方法
11	汚泥(金属等、ダイオキシン類を含むもの)－コンクリート固型化施設	● 混練機の構造 ● 地下浸透防止方法
12	汚泥(水銀、その化合物を含むもの)－ばい焼施設	● ばい焼温度(600℃以上) ● 排ガスの処理方法 ● 水銀ガスの回収方法 ● 焼却灰の処分方法 ● 地下浸透防止方法
13	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物－分解施設	● 高温分解室出口炉温(900℃以上) ● 汚泥の処分方法 ● 地下浸透防止方法
14	廃PCB、PCB汚染物質、PCB処理物－焼却施設	● 燃焼ガス温度(1100℃以上) ● 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ● 焼却灰の処分方法 ● 廃PCB流出防止堤の構造 ● 地下浸透防止方法

(次頁に続く)

No	施設の種類	「構造及び施設の概要」記載内容 2
15	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む)、PCB処理物－分解施設	● 廃PCB流出防止堤の構造 ● PCB性状分析設備の仕様 ● 地下浸透防止方法 ● 排ガス処理方法 ● 分解後の残さの処分方法
16	PCB汚染物、PCB処理物－洗浄施設、分離施設	● 廃PCB流出防止堤の構造 ● PCB性状分析設備の仕様 ● 洗浄・分離後残さの処分方法
17	廃棄物処理法施行令 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 12 号以外の焼却施設※	● 燃焼ガス温度(800℃以上) ● 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ● 焼却灰の処分方法
18	遮断型最終処分場	● 雨水の流入防止方法 ● 外周及び内部仕切施設 ● 一区画の規模
19	安定型最終処分場	● 浸透水採取設備の構造 ● 飛散、流出防止の方法 ● 防災設備の構造 ※ ● 雨水排水設備
20	管理型最終処分場	● 浸出液の処理方法 ● 飛散、流出防止の方法 ● 防災設備の構造 ※

※(No.17)具体的には、以下の施設を除く

- 第3号：汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの
 - ・ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ・ 火格子面積が2m²以上のもの
- 第5号：廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)
 - ・ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの
 - ・ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ・ 火格子面積が2m²以上のもの
- 第8号：廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
 - ・ 火格子面積が2m²メートル以上のもの
- 第12号：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

※ 防災調整池の有無など、豪雨対策の考え方について記載

- 自社が保有するすべての処理施設について公表する。

→ 公表必須項目：

- 1) 設置場所
- 2) 設置年月日
- 3) 当該施設の種類※
- 4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類
(限定条件がある場合はその旨を含む)
- 5) 処理能力※ (最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)
- 6) 処理方式※
- 7) 構造及び設備の概要※

※ 3)・5)～7)については、環境省マニュアルP17～19の表、及び、P23～24の「備考」を参照。

- 【更新頻度】 変更の都度

(7-1-2) 処理施設の設置許可証の写し [マ15~16、24]

● 処理施設の設置の許可を受けている場合は、許可証の写しを公表する。

- 「処理業許可」の許可証の写しではない。
- 平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものとみなされた施設※¹であって、かつ、許可を受けたものとみなされた日以降に「廃棄物処理法第十五条の二の六 第1項」※²の変更の許可を受けていない施設は、許可証が発行されていないことから、同項の許可を受けるまでの間は、設置許可証の写しを公表する必要はない。

※1：具体的な内容は、環境省マニュアルを参照。[マ19：＜みなし許可施設一覧＞]

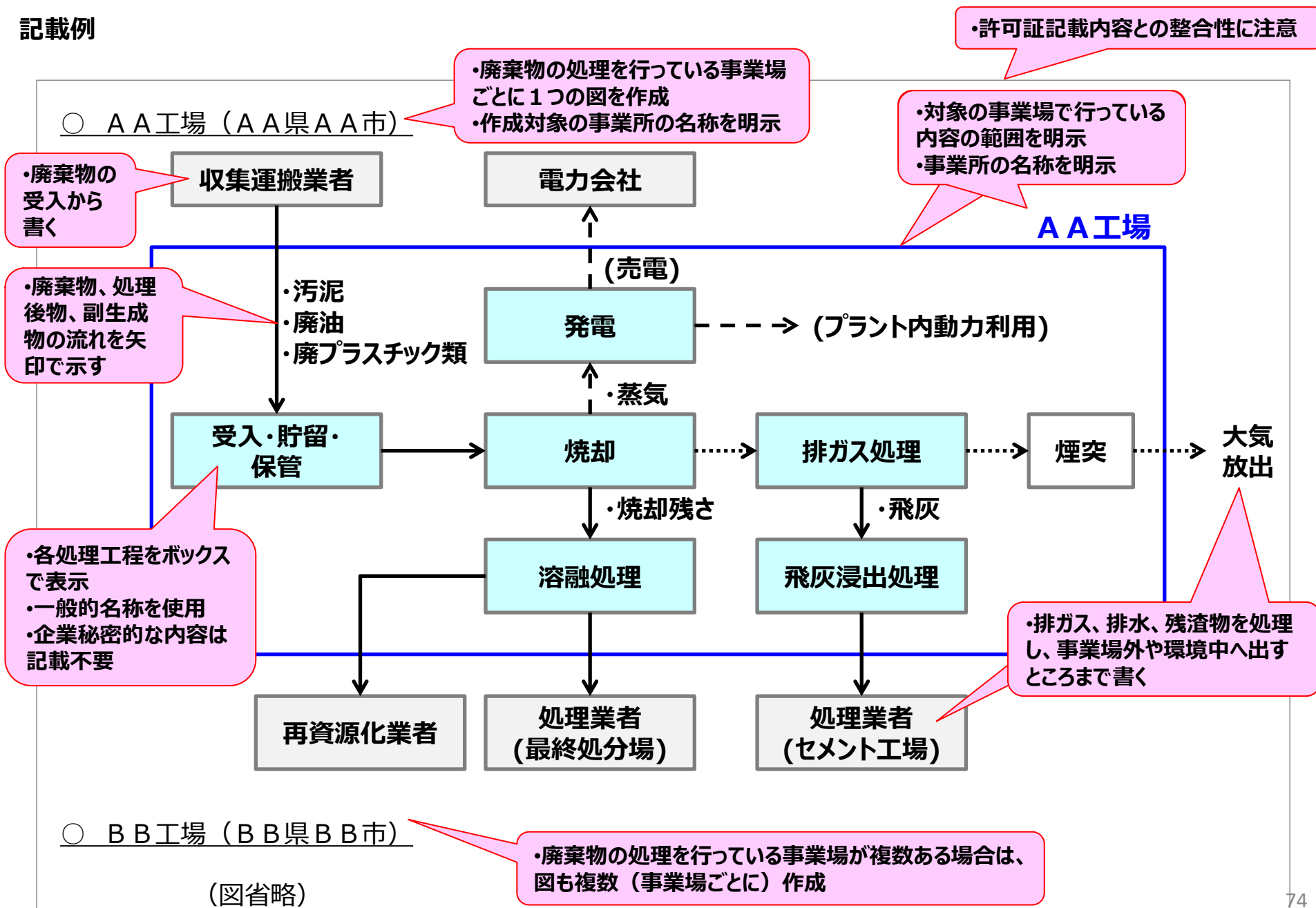
※2：廃棄物処理法第十五条の二の六 第1項
産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

・業許可証記載
状況との整合
性に注意

●【更新頻度】 変更の都度

7-2. 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図 [マ25]

記載例



- **処理工程図は、産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとに作成し、公表する。**

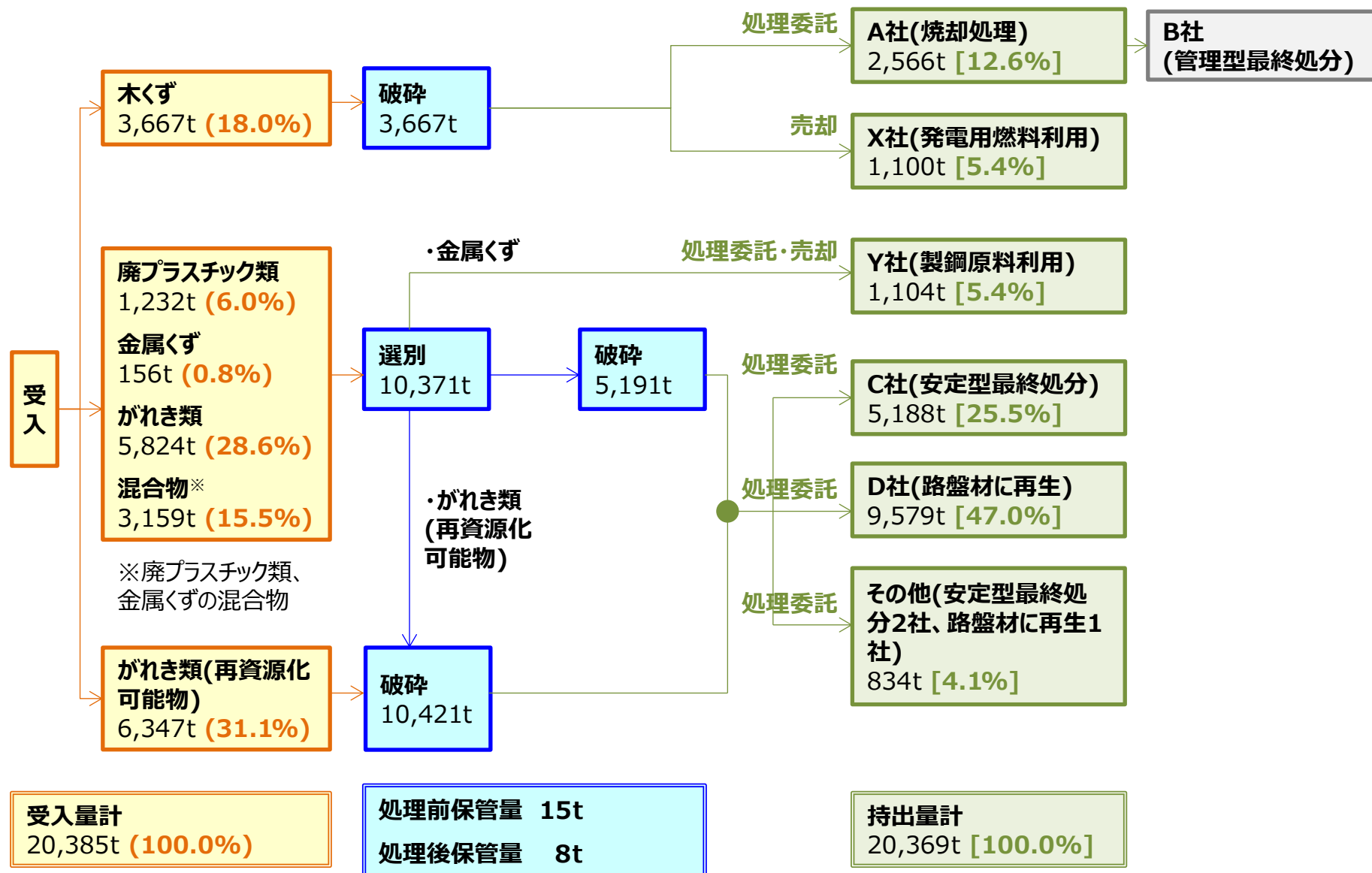
- 処理施設設置の事業場が複数ある場合は、処理工程図も複数（事業場ごとに1つの図）を作成し、公表する。
- 処理する産業廃棄物の種類に応じて、各処理工程（脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄などを1つのブロック（ボックス）で示す。
- 各処理工程がどのような順序で実施されているかを矢印でつなぐなどによって示す。
- 各処理工程の名称は、可能な限り一般的なものを使用する（メーカー等の固有のものを用いない）。
- 廃棄物の受入から記載し、各処理工程及びその前後のフロー（ものの流れ）を事業所外・環境中に出るまでをすべて記載する。
- 企業秘密に該当するような内容（各処理工程の詳細な技術内容）までは記載する必要はない。

- **【更新頻度】 変更の都度**

7-3. 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 [マ26~28]

記載例

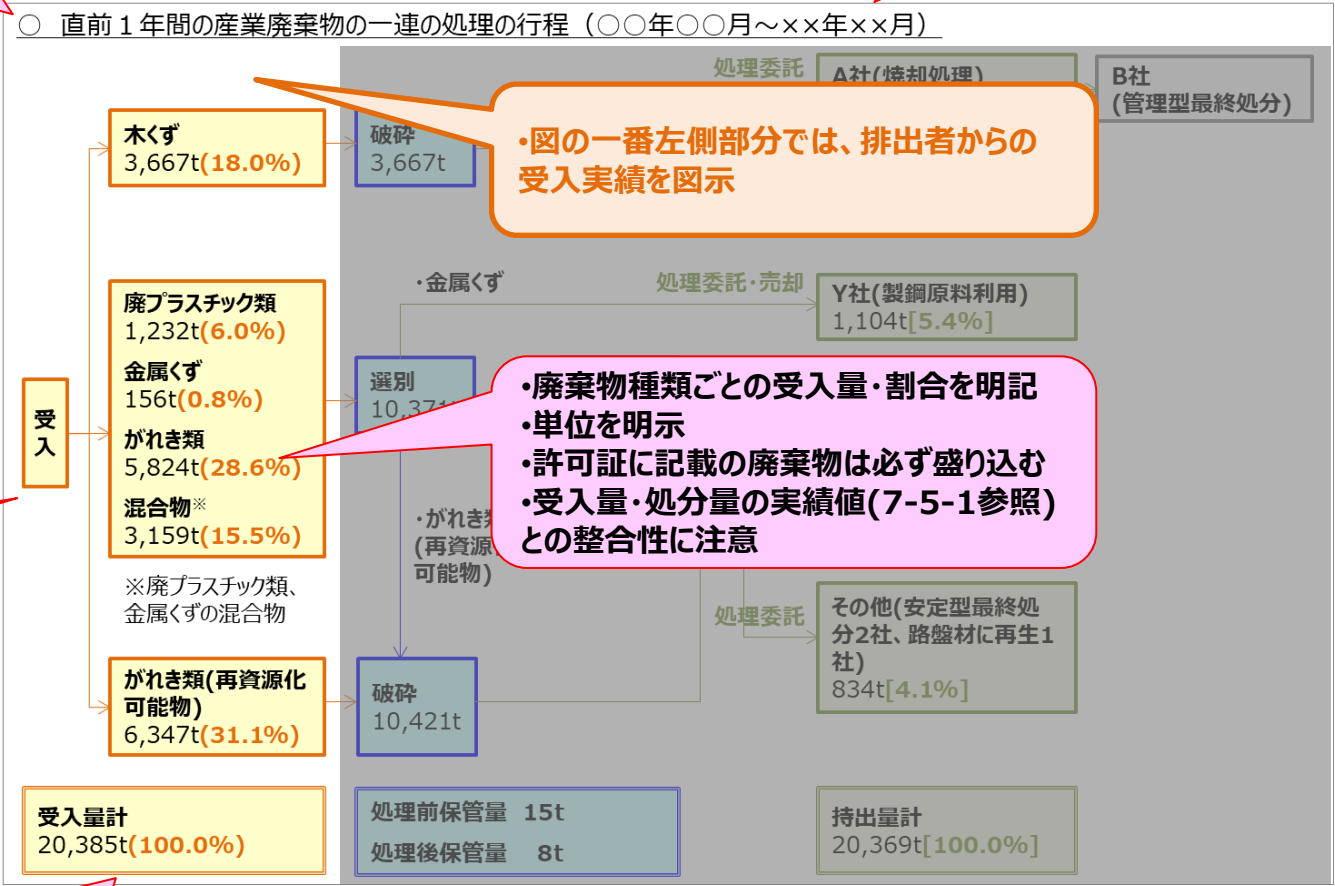
○ 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 (〇〇年〇〇月～××年××月)



作成時のポイント（１）全体、受入部分

- ・中間処理、最終処分について作成
- ・**全社の状況を1つの図にまとめる**
- ・許可証の記載内容との整合性に注意

- ・集計対象期間を明示
- ・可能な限り、受入量・処分量の実績値(7-5-1参照)の最後の1年間の集計対象期間と同一にする



- ・図の一番左側部分では、排出者からの受入実績を図示

- ・廃棄物種類ごとの受入量・割合を明記
- ・単位を明示
- ・許可証に記載の廃棄物は必ず盛り込む
- ・受入量・処分量の実績値(7-5-1参照)との整合性に注意

- ・廃棄物の受入から書く

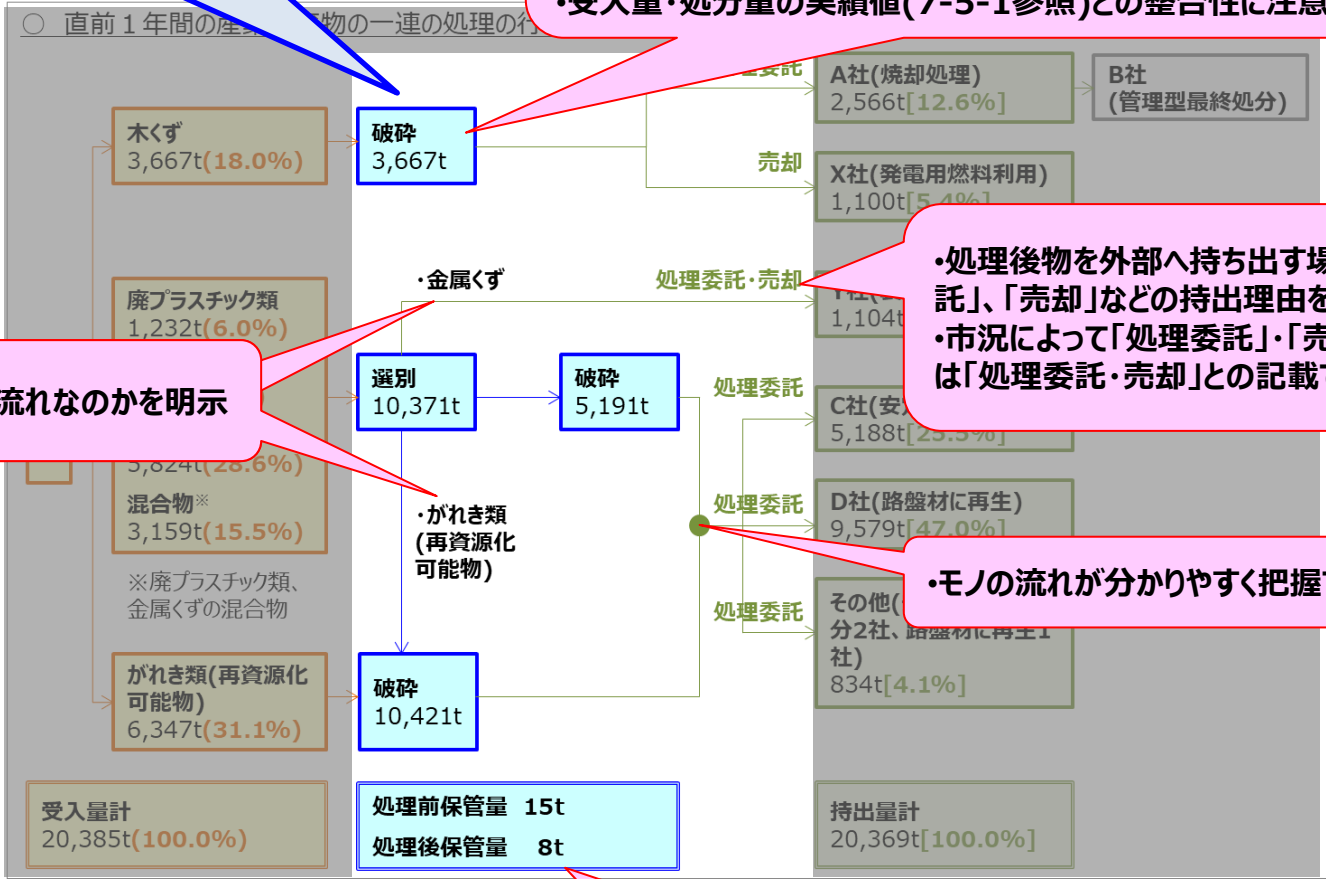
- ・最下部に、集計対象期間中の受入量合計量・割合(100.0%)を明示
- ・単位を明示

作成時のポイント（２）自社内での処理実績部分

・受入実績に続いて、図の中央部分では、
自社内での処理実績を図示

・処分方法ごとの処分量（減量する場合は処理後量も）を明示
・単位を明示
・許可証の記載内容(処理方法、処理能力)との整合性に注意
（許可証に記載の処理方法は必ず盛り込む）
・受入量・処分量の実績値(7-5-1参照)との整合性に注意

・各矢印が何の流れなのかを明示



・処理後物を外部へ持ち出す場合は、「処理委託」、「売却」などの持出理由を明示
・市況によって「処理委託」・「売却」が変わるものは「処理委託・売却」との記載でよい

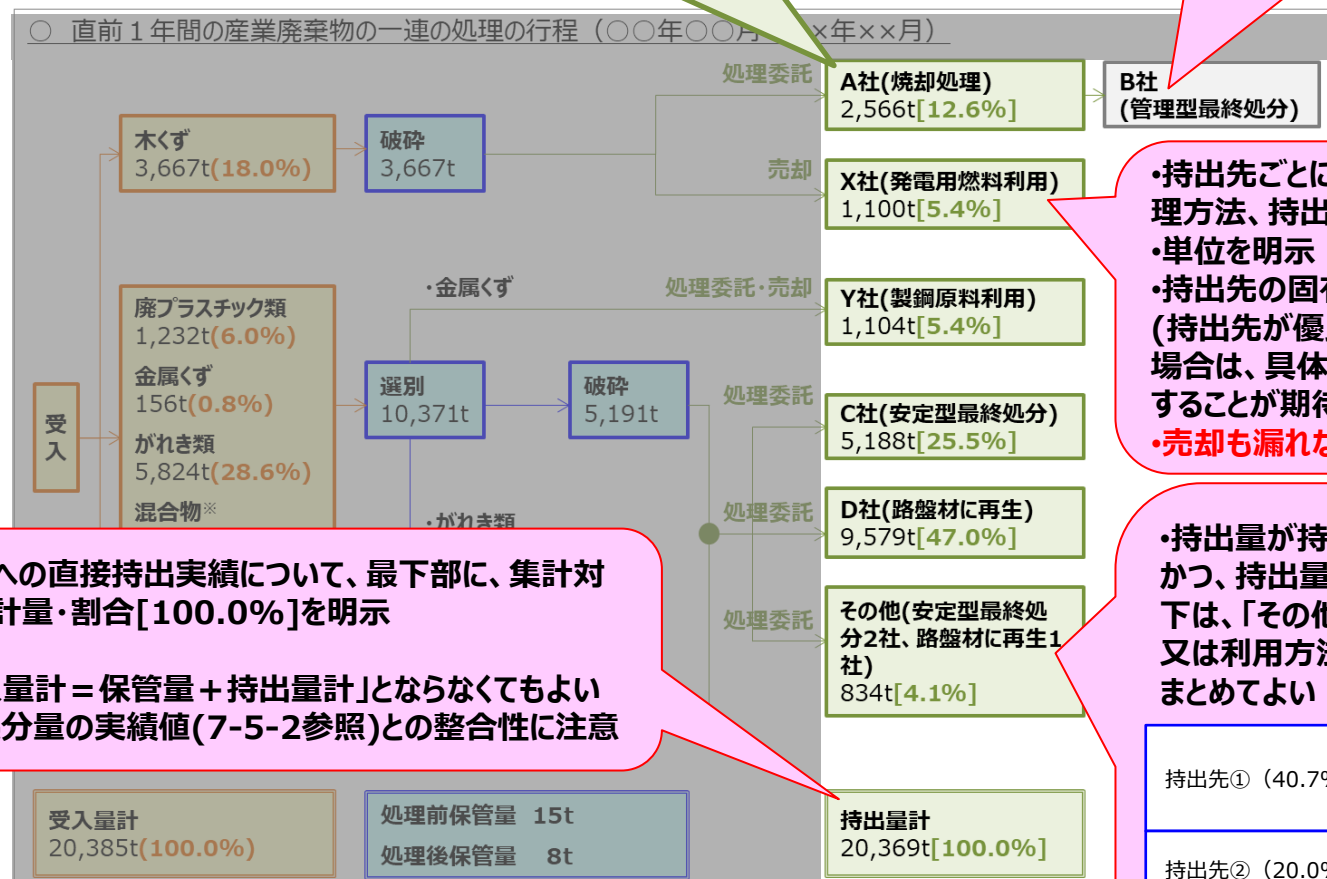
・モノの流れが分かりやすく把握できるように工夫

・最下部に、集計対象期間の最終日における
保管量を、「処理前物」、「処理後物」に分けて明示
・単位を明示

作成時のポイント（３）他社への持出部分

・受入実績、自社内処理実績に続いて、図の右側部分では、他社での処理実績を図示

・他社がさらに他社に持ち出すことがある場合は、**最終処分又は再生利用（利用先業種/用途）**まで記載
・この場合は、持出量、持出割合の記載は不要



- ・自社から他社への直接持出実績について、最下部に、集計対象期間中の合計量・割合[100.0%]を明示
- ・単位を明示
- ・必ずしも「受入量計＝保管量＋持出量計」とならなくてもよい
- ・処理後物の処分量の実績値(7-5-2参照)との整合性に注意

- ・持出先ごとに、利用方法又は処理方法、持出量、割合を明示
- ・単位を明示
- ・持出先の固有名詞記載は任意
(持出先が優良認定業者である場合は、具体的な個社名を記載することが期待されている)
- ・売却も漏れなく記載

・持出量が持出量計の5%未満、かつ、持出量の多い上位6位以下は、「その他」として処分方法又は利用方法、持出量、割合をまとめてよい

持出先① (40.7%)	個別に 記載
持出先② (20.0%)	
持出先③ (15.0%)	
持出先④ (10.0%)	
持出先⑤ (4.9%)	「その他」 として まとめ可
持出先⑥ (4.0%)	
持出先⑦ (3.2%)	
持出先⑧ (2.2%)	

- **一連の処理の行程は、産業廃棄物の引き渡しを受けてから最終処分が終了するまでの行程をマテリアルフローの形式で作成し、公表する。**

→ 処理施設設置の事業場が複数ある場合も、**会社全体の状況を1つの図にまとめて**作成し、公表する。ただし、廃棄物の流れ等が複雑になり、かえって見辛くなる場合は、事業場毎の図でも問題ない。

→ 盛り込まなければならない項目：

- 1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量
- 2) 受け入れた産業廃棄物の種類ごとの処分方法、処分方法ごとの処分量
- 3) 集計対象期間（次項参照）の末日における産業廃棄物の保管量
- 4) 産業廃棄物の「中間処理」後の**持出先別持出量、持出先での処分方法**
- 5) 産業廃棄物の「再生」の**持出先別持出量、持出先での利用方法**

→ 混合廃棄物の実績がある場合は、何が含まれるものなのかの注釈をつける。

→ **持出先の個社名の記載は任意**（「A社」、「B社」等の記載で可）だが、持出先が優良認定業者である場合は、具体的な個社名を記載することが期待されている

- **【初めて優良認定申請を行う場合】 集計対象期間は、インターネットでの情報公表を開始する月※の前々月までの1年間とする。**

※ すべての公表項目が基準を満たしてからでないと、「情報公表を開始する（した）」と見なされないので、注意が必要。

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

(7-4-1) 開示の可否 [マ47]

- 持出先^(※)の個社名の開示（公表）の可否（開示できる又は開示できない）を表明する。

※ 自社での処理後物の二次委託先のほか、譲渡先、売却先を含める。

- 問い合わせ時や、委託契約締結前の段階（商談時等）での求めに対して、持出先の個社名を開示（公表）できる場合に「開示可」とすることができる。
- 既にインターネット上で持出先の個社名を開示（公表）済みの場合にも「開示可」とすることができる。
- 契約締結時（又は締結後、契約書作成・取り交わし時まで）でなければ持出先の個社名を開示（公表）できない場合は、「開示不可」とする。
- 優良認定制度の基準としては、「開示の可否の表明」を求めるものであり、「開示可」が優良認定の条件ではない。
- 持出先の個社名の開示の可否は任意であり、「A社」、「B社」等の記載でも差支えないが、持出先が優良認定業者である場合は、具体的な社名を記載することが期待されている。

- 【更新頻度】 変更の都度

(7-4-2) 開示の状況（任意）

- 持出先(※)の個社名の開示（公表）の状況（開示済み又は未開示）を表明する。

※ 自社での処理後物の二次委託先のほか、譲渡先、売却先を含める。

- インターネット上（「さんぱいくん」内や自社ホームページ）で、持出先の個社名の開示（公表）を行っている場合に、「開示済み」とすることができる。
- インターネットで持出先の個社名を開示していない場合は、「未開示」とする。

(参考)インターネット上での持出先の個社名の開示（公表）の方法例

- 「さんぱいくん」で公表する
 - ✓ 「直前 1 年間の産業廃棄物の一連の処理の行程」（7-3参照）図中の「持出先」の表示において、個社名を記載する
 - ✓ 「事業計画の概要」（5-2参照）の「その他」において、個社名を記載する
- 自社ホームページで公表する

- 本項目についての対応（開示済み又は未開示の表明）は、任意。

- 【更新頻度】 変更の都度

7-5. 直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量、 中間処理後産業廃棄物の処分量

(7-5-1) 直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量^[マ29、31]

・年(年度)別の
合計を明示

記載例

・許可証記載内容
との整合性に注意

・排出事業者からの
受入量

・廃棄物の種類ごと
に集計
・略称は使用しない
・許可証にあるすべての
種類を記載（実
績がないものは、欄
を作成して空白又は
欄を作成せず欄下に
注意書き）

・取り扱う産業廃棄物
に“限定条件”がある
場合は、分けて集計し
掲載

○ 直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量（単位：トン／○○年4月～××年3月）

産業廃棄物の種類	受入／処分	・単位明示		実績（年/月）			・集計期間明示
		○○/4	○○/5		○○/2	□□/3	合計
木くず	受入量計	254	240		395	389	3,667
	処分量計	254	240		395	389	3,667
	うち、破碎	254	240		395	389	3,667
	うち、焼却						
廃プラスチック類	受入量計	75	89		119	105	1,232
	処分量計	75	89		119	105	1,232
	うち、選別	75	89		119	105	1,232
	うち、破碎	70	85		115	100	1,220

※廃プラスチック類については、「石綿含有産業廃棄物を含むもの」とそれ以外のものを分けて集計。

・集計・公表が必要な期間に関わらず、4月～翌年3月や1～12月の表（自社の管理方法に合わせる）を作成（集計・公表が不要な期間の欄は使用しなければよい）

・処分方法別の処分量と、処理計画量(5-2参照)・許可証記載の処理能力との整合性に注意

・自社での中間処理の結果、許可証の記載がない廃棄物が発生する場合は、注釈を追記。

（例：○○については、許可証に記載はないが当該自治体との協議済み。）

- **自社が排出事業者から引き渡しを受けた産業廃棄物の受入量、自社での処分量の実績を集計し、公表する。**

- 特定（一部）の許可に係る実績だけでなく、**会社全体での実績**を集計し、公表する。
- 許可を有する産業廃棄物の種類ごとに集計し、公表する。
- 混合廃棄物の実績がある場合は、何が含まれるものなのかの注釈を必ず入れる。
- 「受入量」は、自社が、排出事業者から実際に引き渡しを受けた産業廃棄物の量。
- 「処分量」は、自社が処分した量。
- 「処分量」は、合計処分量とともに、処分方法（焼却、破碎、圧縮等）ごとの処分量を集計し、公表する。
- 「令和2(2020)年10月以降」の集計数値については、**石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等**が含まれる場合は、これらを**分けて集計し掲載**する。

- **【初めて優良認定申請を行う場合】 集計対象期間は、インターネットでの情報公表を開始する月※の前々月までの3年間とする。**

- ※ すべての公表項目が基準を満たしてからでないと、「情報公表を開始する（した）」と見なされないので、注意が必要。

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

(7-5-2) 直前3年間の中間処理後産業廃棄物の処分量^[マ29、32]

・集計期間明示

記載例

・許可証記載内容との整合性に注意

・持出先は「自社」と「委託(=他者)」に区分

・廃棄物の種類ごとに集計
・略称は使用しない
・許可証にあるすべての種類を記載
(実績がないものは、欄を作成して空白又は欄を作成せず欄下に注意書き)

・取り扱う産業廃棄物に“限定条件”がある場合は、分けて集計し掲載

○ 処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量 (○○年4月～××年3月)

・単位明示

(単位: トン)

・年(年度)別の合計を明示

産業廃棄物の種類	持出先／処分方法	実績 (年/月)					
		○○/4	○○/5		□□/2	□□/3	合計
木くず	自社計	1	1		1	2	15
	うち、管理型埋立	1	1		1	2	15
	委託計	1	1		2	1	14
	うち、焼却	1	1		1	1	13
	うち、売却				1		1
	自社計	1	1		2	1	10
廃プラスチック類	うち、安定型埋立	1	1		2	1	10
	委託計	1	1		1	1	9
	うち、破碎	1				1	7
	うち、売却		1		1		2

※廃プラスチック類については、「石綿含有産業廃棄物を含むもの」とそれ以外のものを分けて集計。

・集計・公表が必要な期間に関わらず、4月～翌年3月や1～12月の表（自社の管理方法に合わせる）を作成（集計・公表が不要な期間の欄は使用しなければよい）

- **自社による中間処理後の産業廃棄物の持出先別・処分方法別に集計し、公表する。**

- 特定（一部）の許可に係る実績だけでなく、**会社全体での実績**を集計・公表する。
- 許可を有する産業廃棄物の種類ごとに集計・公表する。
- 「持出先」は処分方法別に集計・公表する。
- 「持出先」は、個社のレベルまで分類する必要はないが、
「一連の処理の行程」と分類のレベルを揃える。
- 処理後物を「売却」（再資源化・燃料化等）した場合も含め、集計公表する。
- 混合廃棄物の実績がある場合は、何が含まれるか注釈をつける。

- **【初めて優良認定申請を行う場合】 集計対象期間は、インターネットでの情報公表を開始する月※の前々月までの3年間とする。**

※ すべての公表項目が基準を満たしてからでないと、「情報公表を開始する（した）」と見なされないので、注意が必要。

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

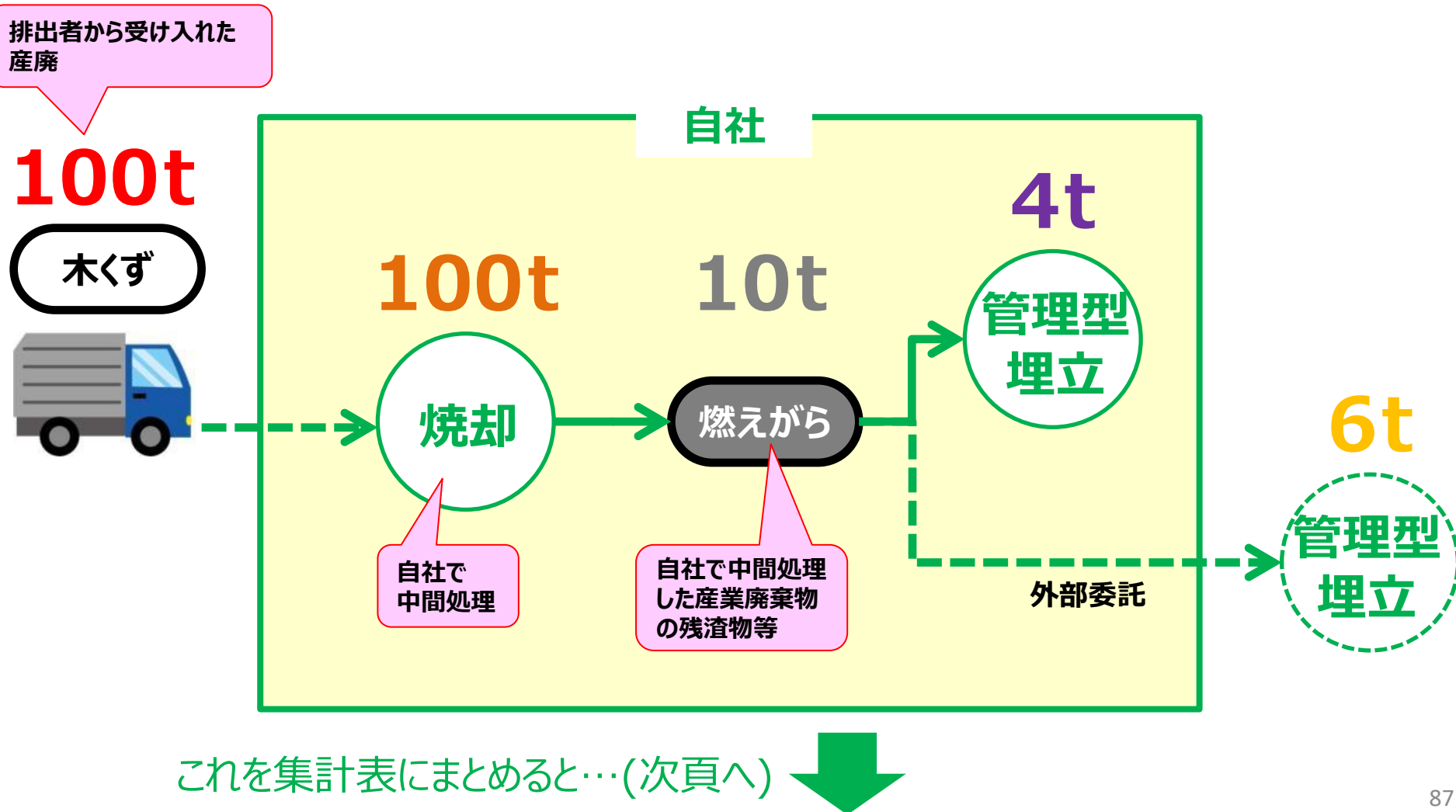
『産廃の処分量実績』と『中間処理後産業廃棄物の処分量実績』の考え方

(7-5-1)直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量、(7-5-2)直前3年間の中間処理後産業廃棄物の処分量関連

- 排出者から受け入れた産廃を自社で中間処理した実績
- 自社で中間処理した産業廃棄物の残さを処分した実績

→7-5-1で集計・公表

→7-5-2で集計・公表



○ 直前 3 年間の産業廃棄物の受入量・処分量 (7-5-1)で集計・公表するもの

産業廃棄物の種類	受入／処分	実績（年/月）
		○/○
木くず	受入量計	100t をここに計上
	処分量計	100t をここに計上
	うち、焼却	100t をここに計上

排出者から受け入れた「木くず」の受入量、及び、自社での「焼却」による中間処理量をここに計上

○ 直前 3 年間の中間処理後産業廃棄物の処分量 (7-5-2)で集計・公表するもの

産業廃棄物の種類	持出先／処分方法	実績（年/月）
		○○/4
木くず	自社計	4t をここに計上
	うち、管理型埋立	4t をここに計上
	委託計	6t をここに計上
	うち、管理型埋立	6t をここに計上

「木くず」を自社で「焼却」による中間処理を行った結果生じる残渣物である燃えがらのうち、**自社**での「管理型埋立」による最終処分量をここに計上

「木くず」を自社で「焼却」による中間処理を行った結果生じる残渣物である燃えがらのうち、**他社(=委託)**での「管理型埋立」による最終処分量をここに計上

『一連の処理の行程』と『産廃の処分量実績』・『中間処理後産廃の処分量実績』の整合性

(7-3)直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程、(7-5-1)直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量、(7-5-2)直前3年間の中間処理後産廃の処分量関連

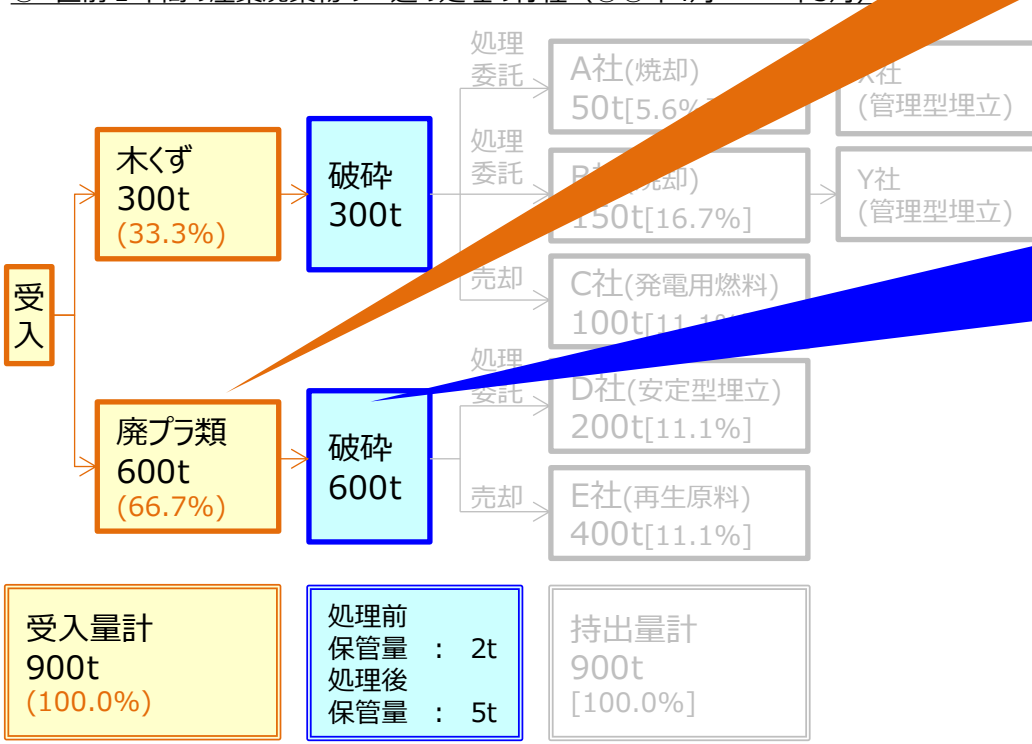
○ 直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量 (単位: トン/○○年4月～××年3月)

産業廃棄物の種類	受入/処分	実績 (年/月)		
		○○/4	××/3	合計
木くず	受入量計	20	30	300
	処分量計	20	30	300
	うち、破碎	20	30	300
廃プラスチック類	受入量計	40	60	600
	処分量計	40	60	600
	うち、破碎	40	60	600

受入量についての整合性

- 各廃棄物種類別の受入量
- 受入量の合計

○ 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 (○○年4月～××年3月)



処分量についての整合性

- 各廃棄物種類に対する処分の方法
- 各廃棄物種類別・各処分方法別の処分量

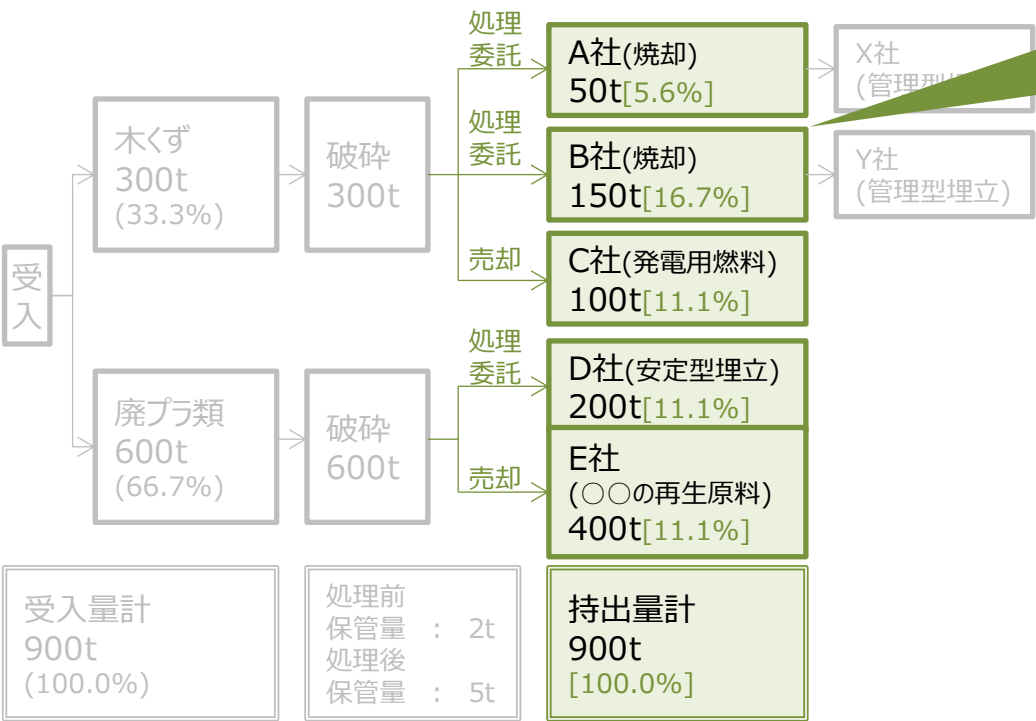
○ 直前3年間の中間処理後産業廃棄物の処分量（単位：トン／○○年4月～××年3月）

産業廃棄物の種類	持出先／処分方法	実績（年/月）		
		○○/4	□□/3	合計
木くず	委託計	20	30	300
	うち、焼却	15	20	200
	うち、売却	5	10	100
廃プラスチック類	委託計	40	60	600
	うち、埋立	10	20	200
	うち、売却	30	40	400

持出量についての整合性

- 持出先での処分の方法
- 各廃棄物種類別・持出先での処分方法別の処分量（売却含む）
- 持出量の合計

○ 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程（○○年4月～××年3月）



7-6. 直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況 [マ33~39]

- 産業廃棄物の処理施設の維持管理状況についてまとめ、公表する。

- 公表の対象となる産業廃棄物の処理施設※¹及び公表すべき事項※²

※ 1 廃棄物処理法「第十五条第1項」で規定される「設置の許可が必要とされる施設」。

※ 2 廃棄物処理法「第十五条の二の三 第2項」で「インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない」と規定されている項目のうち、「処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量」、「焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録」等を除いたもの。

・業許可証記載
内容との整合性
に注意

No.	対象施設	公表すべき事項
①	焼却施設（②・③を除くもの）	マ33~34 を参照
②	焼却施設（ガス化改質方式のもの）	
③	焼却施設（電気炉等を用いたもの）	
④	廃石綿等溶融施設	
⑤	PCB処理施設	※マ35~39の 記載例も参照
⑥	遮断型最終処分場	
⑦	安定型最終処分場	
⑧	管理型最終処分場	

- **【初めて優良認定申請を行う場合】 集計対象期間は、インターネットでの情報公表を開始する月※の前々月までの3年間とする。**

※ すべての公表項目が基準を満たしてからでないと、「情報公表を開始する（した）」と見なされないので、注意が必要。（「8-2.新規で優良認定申請の場合のタイムスケジュール例」の図も参照）

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

(7-6-1) 焼却施設

○ 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去した日

NO	ばいじんを除去した日
1	〇〇年〇月〇日
2	〇〇年〇月〇日

自動的に除去される場合は、「自動的に除去されるため、運転時には毎日除去状況を確認している」などと記載

○ 排ガスの測定結果

採取位置	排ガス採取日	結果が得られた日	ダイオキシン類 ng-TEQ/ Nm3	硫黄酸化物 Nm3/h	ばいじん g/Nm3	塩化水素 ng/Nm3	窒素酸化物 ppm
煙突 中間部	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日	0.021				
	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日		0.015	0.014	0.90 未満	26

採取位置はフロー図を付けて示す

計量証明書の公表で代替してもよい

(7-6-2) 安定型最終処分場

○ 施設の点検

点検日	規定項目	点検結果		
		擁壁	えん堤	その他()
〇〇年 〇月〇日	異常の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた 年月日とその内容			

○ 残余容量の測定日と測定結果（年1回以上測定）

NO	測定日	残余容量
1	〇〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇 m3
2	〇〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇 m3

○ 展開検査の実施状況

各月ごとの実施回数	〇〇年〇月	〇〇回
	〇〇年〇〇	〇〇回
	...	...
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着 又は混入が認められた年月日	〇〇年〇月〇日	
	〇〇年〇月〇日	
	...	

○ 地下水及び浸透水における地下水等検査項目の記録（年1回以上）

項目	採取場所	採取年月日	結果が得られた日	検査結果・講じた措置		
				検査結果	異常の有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
地下水	添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日	添付参照		
浸透水	添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日	添付参照		

採取場所(位置)は平面図を付けて示す

検査結果の写しを添付する

○ 浸透水のBOD（またはCOD）検査の記録（月1回以上測定）

採取場所	採取年月日	結果が得られた日	検査結果・講じた措置		
			BOD mg/L	異常の有無	異常が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日	8		

採取場所(位置)は平面図を付けて示す

CODでも可

(7-6-3) 管理型最終処分場

○ 施設の点検

点検日	規定項目	点検結果				
		擁壁等	遮水工	調整池	浸出液 処理設備	防凍措置
〇〇年 〇月〇日	異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を 講じた年月日 とその内容					

凍結による損壊のおそれのある部分がない
場合には、その旨を記載する

○ 残余容量の測定日と測定結果（年1回以上測定）

NO	測定日	残余容量
1	〇〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇 m3
2	〇〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇 m3

○ 地下水における地下水等検査項目の記録（年 1 回以上）

採取場所	採取 年月日	結果が 得られた日	検査結果・講じた措置		
			検査結果	異常の 有無	水質悪化が認められた場合に 講じた措置の内容・年月日
添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日	添付参照	有・無	

採取場所(位置)は平面図
を付けて示す

検査結果の写しを添付する

○ 地下水の電気伝導率、塩化物イオン濃度（月 1 回以上）

採取場所	採取 年月日	結果が得ら れた日	検査結果・講じた措置			
			電気 伝導率 mS/m	塩化物イオ ン濃度	異常の 有無	水質悪化が認められた 場合に講じた措置の 内容・年月日
添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日			有・無	

採取場所(位置)は平面図
を付けて示す

○ 放流水の排水基準等項目・ダイオキシン類の記録（年 1 回以上）

採取場所	採取 年月日	結果が 得られた日	検査結果・講じた措置		
			検査結果	異常の 有無	水質悪化が認められた場合に 講じた措置の内容・年月日
添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日	添付参照	有・無	

採取場所(位置)は平面図
を付けて示す

検査結果の写しを添付する

○ 放流水のその他の項目（月 1 回以上）

採取場所	採取 年月日	結果が得ら れた日	検査結果				
			水素イオン 濃度 pH(-)	BOD mg/L	COD mg/L	浮遊 物質 量 mg/L	窒素 含有量 mg/L
添付参照	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 〇月〇日					

採取場所(位置)は平面図
を付けて示す

7-7. 直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における

熱回収実績^[マ53～56]

- **産業廃棄物の焼却施設[※]における熱回収実績を集計し、公表する。**

※ 廃棄物処理法「第十五条第1項」の「産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる焼却施設以外の焼却施設も含む。

→ 熱回収実績は、対象となる焼却施設ごとに集計し、公表する。

→ 熱回収を行っていない場合は、その旨を公表する。

【公表例】

当社の焼却施設では熱利用、発電を行っていません。

- **【初めて優良認定申請を行う場合】 集計対象期間は、インターネットでの情報公表を開始する月[※]の前々月までの3年間とする。**

※ すべての公表項目が基準を満たしてからでないと、「情報公表を開始する（した）」と見なされないので、注意が必要。（「8-2.新規で優良認定申請の場合のタイムスケジュール例」の図も参照）

- **【更新頻度】 1年に1回以上**

集計対象期間を明示

○ 焼却施設における熱回収の実績（〇〇年〇〇月～△△年△△月）

単位を明示

「熱量」= 自社及び他社における
熱利用量（発電以外）

施設名 所在地	項目(単位)	熱回収実績（年/月）					
		〇〇/4	〇〇/5	〇〇/6	〇〇/7	□□/3	合計
X X工場 X X県X X市 X X町X X-X	熱量(MJ)	10	12	10	7		
	発電量(MWh)	2	2	2			
	廃棄物量(t)	50	60	50	35	70	650
Y Yセンター Y Y県Y Y市 Y Y町Y Y Y	熱量(MJ)	5	9	8	8		
	発電量(MWh)	—	—	—	—		
	廃棄物量(t)	30	60	40	50	50	550

「発電量」= 自家消費電力量、
他社への電力供給量が含まれる

「廃棄物量」= 熱回収を行っている
間に焼却処理された廃棄物の
量

※ X X工場は、〇〇年7月にメンテナンスにより発電設備を停止したため、発電実績がない。
※ Y Yセンターは、熱回収のみ行っており、発電設備はない。

適宜注釈を追記

8. 優良認定の申請方法

8-1. 優良認定の申請方法

- インターネット上の情報公表ページ(*1)を、パソコンからすべて印刷(*2)し、保存しておく。

*1：文字で入力した項目、ファイルを添付(アップロード)した項目のすべて

*2：印刷の余白に、印刷日とURLが表記されるように設定する。

- 印刷・保存するタイミングは、以下の通り。

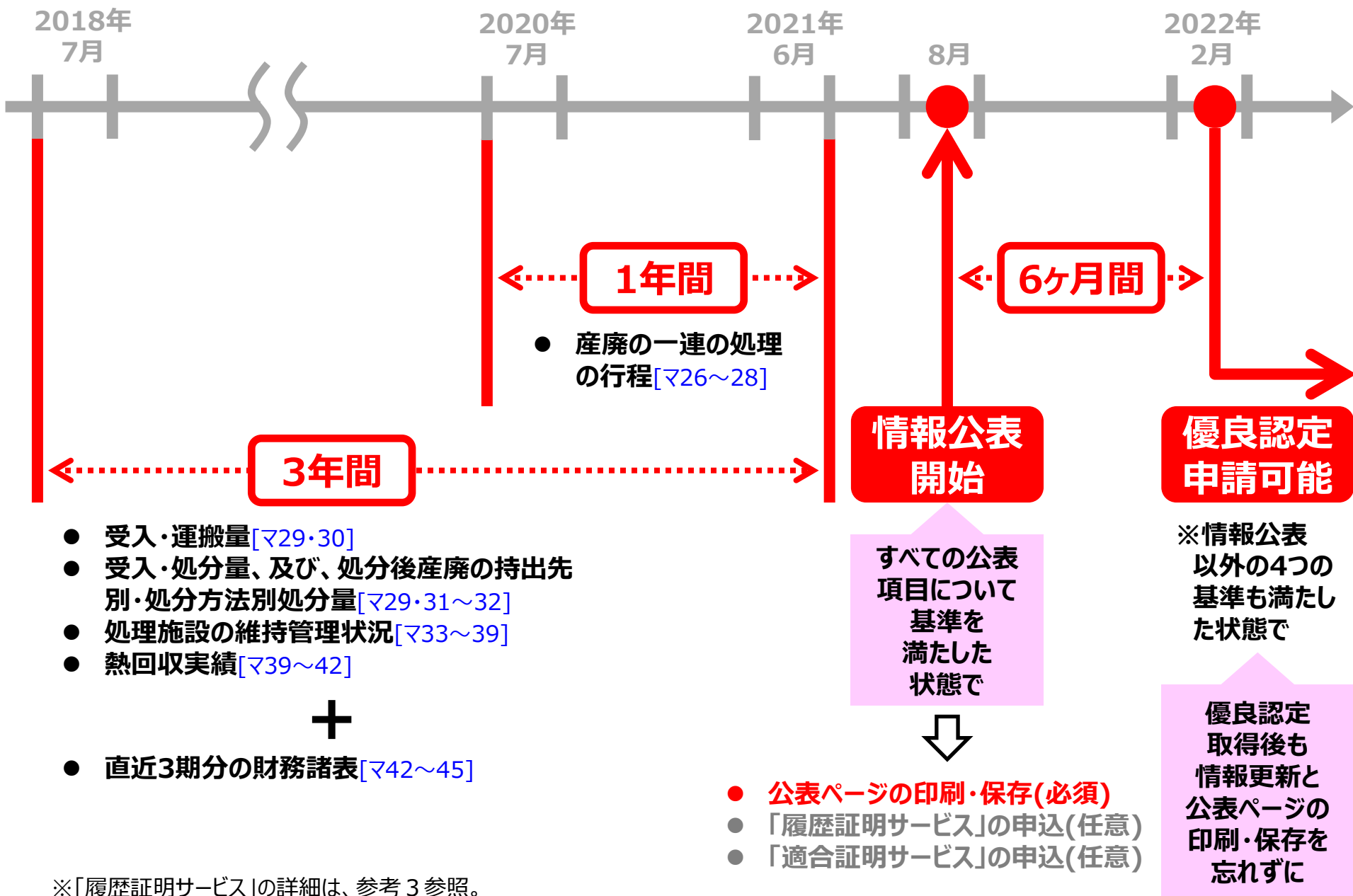
→ 情報公表を開始した時

→ 公表情報を更新した時

→ 優良認定等を申請する時

- 保存・保存しておいた情報公表ページは、申請時にコピーして提出する。

8-2. 新規で優良認定申請の場合のタイムスケジュール例



情報開示とは？

「情報開示（じょうほうかいじ）」とは、特定の情報を他者に対して明らかにすることを意味します。一般的に、企業や団体、政府などが、株主・消費者・国民などの利害関係者に対して、自らの活動状況や意思決定、財務情報などを公開する行為を指します。

【具体的な例】

1. 企業の情報開示

上場企業は、法律に基づいて定期的に決算情報や経営戦略などを公開する義務があります。

例：四半期決算報告、有価証券報告書、プレスリリースなど

2. 行政の情報開示

政府や自治体は、市民に対して公的な情報を開示する制度を持っています（情報公開制度）。

例：行政文書、会議の議事録、政策の立案経緯など

3. 個人情報の開示

個人が、自分に関する情報（例えば病院のカルテ、学校の成績など）の開示を請求する場合があります。

【目的】

- 説明責任（アカウンタビリティ）を果たす
- 利害関係者の信頼を得る
- 不正や隠蔽を防ぐ
- 投資判断などに必要な情報を提供する

ディスクロージャーとは？

[日本大百科全書\(ニッポニカ\)](#)

- 政府、地方自治体などが、自ら保有している情報を開示すること。情報開示ともいう。なお、この項目では企業のディスクロージャーについて解説する。
- 投資家が投資判断をする際には、投資対象となる会社の事業内容や財務状況に関する情報が必要であるが、個々の投資家による情報収集はむずかしいため、法律等により強制的に情報開示を行わせる必要がある。また、会社は「良いニュース」は積極的に開示するが、「悪いニュース」は開示したがないため、「悪いニュース」を開示させるために強制的な情報開示が必要であるとの議論も存在する。
- なお、企業が株主や投資者に対して行うディスクロージャーについては、金融商品取引法、会社法、金融商品取引所の規則に根拠となる規定がある。

情報開示を巡る流れ①

○会社法（H17以前は商法）における情報開示

財務状況等の事実関係を明確にし、取引に必要な情報を開示し、債権者、株主等の保護を確保。これにより取引相手は企業の現状やリスクを正確に把握し適切な判断を下すことができる。

《参考》 会社法（平成17年法律第86号）

公告の義務	株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表又はその要旨を公告しなければならない旨規定。 ホームページで開示する場合は全文を5年間開示必要（法第440条第1項・第2項・第3項） ただし、有価証券報告書提出会社は上記の適用なし（法第440条第4項）
公告の方法	会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる（法第939条）。 一 官報に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 三 電子公告 ※定款に定めが無い場合は官報に掲載
罰則規定	・公告を怠り又は不正の公告をした場合には、100万円以下の過料（法第976条第2号）

情報開示を巡る流れ②

○環境問題等に対する取組の発信

- 平成9年(1997年)、京都議定書締約国会合(COP3)以降、商法等における営利目的の活動にとどまらず、環境問題に対する取組が、企業を評価する指標の一つとして普及。
- 平成17年(2005年)、廃棄物やCO2排出等による環境への負荷の低減、ISO14001認証取得等を記載する環境報告書の作成義務化(事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努める)。

平成十六年法律第七十七号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮活動促進法)

平成十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令

情報開示を巡る流れ③

○環境等に対する取組の発信

- 環境に対する取組の発信は、企業の社会的責任(CSR)の一部と見られ、企業倫理の向上や社会貢献に積極的に取組む企業姿勢が評価される。

○TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)

- 2015年、G20からの要請を受け、金融安定理事会(FSB)により「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD; Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」設置。
- 2017年6月、最終報告書(TCFD提言)公表(以下開示推奨項目)。

ガバナンス	気候関連リスク・機会についての組織のガバナンス
戦略	気候関連リスク・機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の／潜在的影響(2度シナリオ等に照らした分析を含む)
リスク管理	気候関連リスクの識別・評価・管理方法
指標と目標	気候関連リスク・機会を評価・管理する際の指標とその目標

○廃棄物処理における政策的な狙い

- ✓ 不法投棄・不適正処理の撲滅
- ✓ 排出事業者責任への対応
- ✓ ワンランク上の優良企業を目指す自主的取組の後押し、
業界の健全な発展

⇒2014(平成16)年1月28日、中央環境審議会における意見具申
排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対して優遇措置を講じる。

⇒2015(平成17)年4月、優良性評価制度 施行

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
評価基準：遵法性、情報公開性、環境保全の取組

⇒2021(平成23)年4月、優良産廃処理業者認定制度 施行

優良認定基準：実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性

廃棄物処理業を取り巻くステークホルダー（従業員、顧客、消費者、株主・投資家、地域社会など）に対する情報発信

⇒廃棄物処理業を営む事業者として、ステークホルダーから適正に評価されるために必要な情報は何か？

- ✓ 廃棄物処理法に基づく事業活動であること。
- ✓ 排出事業者が処理委託するための判断に役立つ情報。
 - ・実績、マテリアルフロー
 - ・価格
 - ・資源循環、脱炭素・・・
- ✓ 会社の経営方針、組織・人員体制、財務、CSR活動、など

企業が開示すべき情報は多岐にわたるが、情報開示による透明性の確保は、信頼される企業の必須条件である。

（１）基準適合の確認・通知を受け、基準に適合した情報公表を継続できる

- 「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報に対して、財団にて基準適合性を確認し、その結果修正等が必要な場合メール等にて通知いたします。
- このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行っていただくことで、基準に適合した情報公表を継続することができます。

（２）更新時期の到来を登録画面で確認できる

- 公表情報の画面にて、未登録の箇所がある旨や情報更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供いたします。
- これにより、未登録箇所や更新期限の到来を把握でき、特に「１年に１回以上」の更新頻度の項目について、情報更新の失念を防止ができます

（３）適合証明書の発行を受けられる

- 公表情報が、「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明する書類（適合証明書）の発行を受けることができます。
- これまで、公表情報の公表開始や情報更新を行った都度、公表情報を掲載したインターネット上のページを印刷・保存し、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するためにこれらの多くの書類を所管自治体に提出していたものが、この適合証明書のみを提出すれば済むようになり、大幅に負担を軽減できるようになります。

適合証明書について

- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業※の許可証単位で発行いたします。

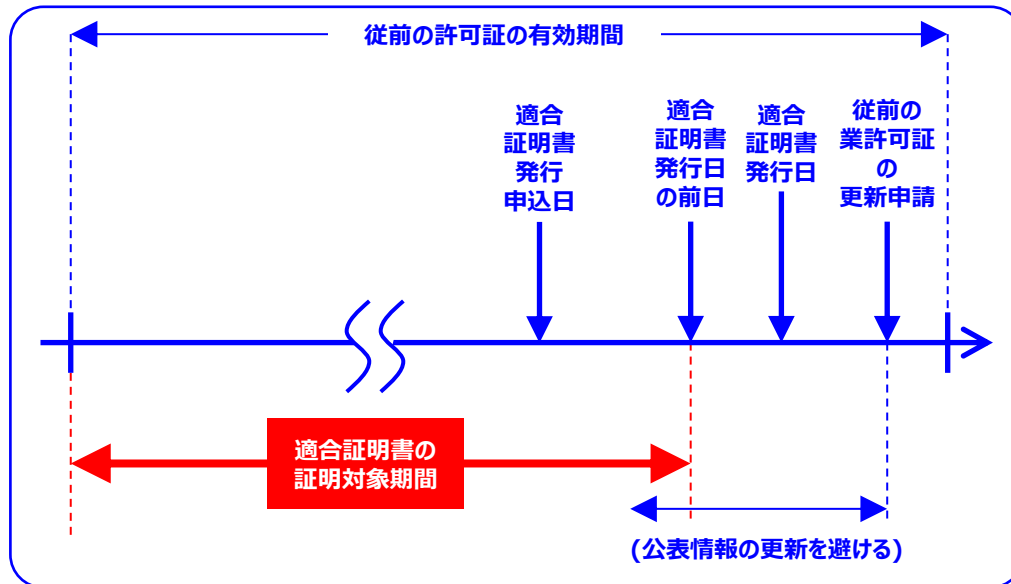
※産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業

- 証明対象期間は、原則として、従前の許可証の許可日から発行日の前日までです。(以下イメージ図参照)

※適合証明書は、公表情報の真偽について保証するものではありません。

※公表情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。

証明対象期間（イメージ）



適合証明書（書式イメージ）

The image shows a sample of a suitability certificate form. At the top, there is a logo with the letters 'WMF' and a blue circular arrow. Below the logo, the text reads '優良産業処理業者認定制度' (Superior Industrial Waste Treatment Business Certification System) and '事業の透明性の基準適合証明書' (Transparency of Business Standards Compliance Certificate). The form is divided into two main sections: '1. 確認対象' (Confirmation Target) and '2. 確認結果' (Confirmation Result). In section 1, there are fields for '事業者名' (Business Name) filled with '株式会社〇〇〇〇〇', '業許可番号' (Business License Number) filled with '12345678901', and '期間' (Period) filled with 'XXXX(平成XX)年XX月XX日 から YYYYY(令和YY)年YY月YY日 まで'. Section 2 contains a paragraph of text stating that the business complies with the standards for transparency of business. Below this, there is a reference to the '適用基準' (Application Standards) which are the standards for the Superior Industrial Waste Treatment Business Certification System. At the bottom, there is a field for the date 'YYYY(令和ZZ)年ZZ月ZZ日', the name of the certifying body '公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団' (Public Interest Incorporated Foundation for Promotion of Industrial Waste Treatment Business), the name of the president '理事長', and a red square seal. At the very bottom, there is a field for the certificate number 'YYYYMMDD-SKS-XXXXXXX'.

○事業計画の概要

- ・「事業の全体計画」欄の冒頭に、貴社創業理念・社是・環境理念、並びに登録上の「事業の目的」の記載があるとさらによい。

○産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（一連行程）

○直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（処分実績）

- ・両項目の記載数値（R5.4～R6.3）の整合性の確認が取れません。
「一連行程」の受入量と、「処分実績」の受入量、
「一連行程」の持出量と、「処分実績」の持出量、
の数値について、整合していることが排出事業者から分かりやすいよう表記についてご配慮ください。持出量には、有償売却分を含むことにご注意ください。
- ・両項目の記載数値（R5.4～R6.3）の整合性の確認が取れません。
「一連行程」の受入量XX,XXXtに対して、「処分実績」の受入量ZZ,ZZZt
「一連行程」の持出量PP,PPPtに対して、「処分実績」の持出量QQ,QQQt
となっています。本事象に関する発生要因・ご事情等がございましたら
ご教示ください（本メールへの返信でかまいません）

○産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（一連行程）

- ・本項目のタイトル「最終処分終了までの…」のとおり、
「破碎」、「〇〇として再生」等の記載箇所については、売却先業種/用途、及び
それぞれの持出先件数を把握が可能な範囲で記載する。

⇒ 優れた情報開示の例

お問合せ・ご相談先

**公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
調査認証チーム**

電話 : 03-4355-0160

Email : kaiji@sanpainet.or.jp

- 優良認定制度の詳細、さんぱいくん操作方法、公表情報の作成方法など、お気軽にお問い合わせください。